磐梯町

後期基本計画

令和５年３月

福島県磐梯町

町長挨拶

令和3年12月、町の最上位計画である「総合計画」を1年前倒しして、後期の見直しに入りました。

1年前倒しで実施したのは、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症の長期化により、わたしたちの取り巻く環境が激変したからです。コロナ禍により経済の循環が鈍化し、一方、新たな生活スタイルによりリアルコミュニケーションは希薄となり、また仕事の仕方も大きく変化しました。そこに追い打ちを描けるように急激な円安、そして物価高が押し寄せてきています。

町では、予測不可能な状況を把握し、適切・的確・迅速に対策を進めていくことが重要視された2年半でしたが、このように状況であっても試行錯誤で議論を深めながら様々な施策を実施ができたことは今後の行政運営にとって大きなプラスになったものと考えております。

このように刻々と変化する行政を取り巻く環境をしっかりと捉え、その変化に対応できるような計画にしていくためには、住民と行政が一体的に常に議論し合う場が必要であります。今回の総合計画も、住民アンケートの実施とともに、地区説明会、そして住民主体のワークショップを進めながら、住民の新たなニーズを反映させた計画にしてきました。

これからも住民と地域企業、そして行政が「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまち」という将来像に向かい、議論を交えながら共創、協働のまちづくりを積極的に推進して参ります。

結びに、計画の策定に携わって頂きました多くの町民の皆様、町議会と町総合計画審議会の皆様に心から感謝申し上げまして挨拶とさせていただきます。

令和5年3月
磐梯町長
佐藤淳一

もくじ

序論

総合計画の基本的な枠組み ……6

基本計画

未来へ繋がるまちづくり ……12
子育て ……12
子育て環境の整備・拡充 ……13
地域における子ども・子育て支援体制の拡充 ……14
教育・生涯学習・スポーツ ……15
教育 ……16
生涯学習・スポーツ ……17
歴史・文化・国際交流 ……18
歴史・文化 ……19
国際交流 ……20
やりがいのある仕事づくり ……21
農林業・有害鳥獣被害対策 ……21
農業 ……22
林業・有害鳥獣被害対策 ……23
商工業と産業創出 ……24
商工業 ……25
産業創出 ……26
観光と広報・マーケティング ……27
観光と広報・マーケティング ……28

充実した暮らしづくり ……29
健康・医療・福祉 ……29
健康・医療 ……30
福祉 ……31
安全・安心と公共交通 ……32
防災・防犯対策 ……33
公共交通と道路 ……34
循環型社会と生活インフラ ……35
地域循環型共生圏 ……36
生活インフラ ……37

共創協働のまちづくり ……38
まちづくりの再デザイン ……38
共創・協働のまちづくり ……39
交流・移住・定住 ……39
行政経営の再デザイン ……40
持続可能な財政基盤の構築 ……41
行政経営変革 ……41
幸せの再デザイン ……42
人権・ウェルビーイング・共生社会 ……43
働き方の再デザイン ……43

第４部　国土強靭化

国土強靭化 ……44
国土強靭化地域計画 ……45

第５部　行政経営方針

行政経営方針 ……62

序論

総合計画の基本的な枠組み

計画策定の趣旨

令和元年度、本町では、従来の「振興計画」の名称を変更し、「総合計画」として策定し、まちづくりの基本指針として、その取り組みを進めてきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの社会生活のあり方を一変させ、さらなる行政・地域・社会のあり方の抜本的変革の必要に迫られています。また、前期計画に位置付け、本町が全国に先駆けて取り組んできたデジタル変革も、社会の要請へとその趣を変えました。

このような、前期計画策定時に想定されなかった社会情勢の劇的な変化と、それに伴う町民ニーズのさらなる多様化を受け、令和５年度までの前期計画を一年前倒しで見直すこととしました。

今回の見直しについては、「網羅的計画から総合戦略へ」、「行政経営の抜本的転換」及び「策定過程のデジタル変革」の３つの考え方を基本としています。

①網羅的計画から総合戦略へ

従来の総合計画は、網羅的要素が重視され、多種多様な利害関係者に過剰に配慮することから、網羅的かつ形式的になる傾向がありました。

人口減少が進行する磐梯町の置かれた状況は依然として厳しく、行政・地域・社会において活用できる資源は限られています。

このため、本計画では、磐梯町の限られた経営資源において、重点的・優先的に取り組むべきこと、挑戦すべきことを明らかにした上で、磐梯町の基本理念と将来像を実現するための「総合戦略」として位置付けました。

②行政経営の抜本的転換

戦略的・挑戦的な総合計画を推進する上で最も重要なことは、行政経営のあり方や手法を抜本的に転換することです。新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル変革の進展及び住民ニーズのさらなる多様化に対して、従来の行政運営の手法のみでは対応しきれないことが明らかであり、従来の行政運営を継続している限りは、大幅な人口減少を伴う厳しい将来を乗り越えることは、極めて困難です。行政経営に関わる要素として、人材、組織、仕組み等が挙げられますが、それらの各要素において、多様化する住民ニーズと変化し続ける社会環境に迅速かつ柔軟に対応できる変革が、計画実現のためには不可欠です。

本計画では、今までの全国に先駆けたデジタル変革の取り組みを踏まえ、行政経営の抜本的転換を重要事項として位置付けています。

③策定過程のデジタル変革

前回の総合計画策定における課題点は、迅速な計画策定を重視したため町民参画の取り組みが弱かった点です。また、計画策定後は新型コロナウイルス感染症が拡大し、町民との直接の対話の機会を設けること自体が難しくなった時期も続きました。

どんなに素晴らしい計画内容でも多様な住民ニーズに基づかなければ、共創・協働のまちづくりは実現しません。また、町民においても、計画策定後も、継続してまちづくりに参画し続けることが期待されます。

そこで、オンライン、オフラインも含めて、様々なデジタル技術を活用することで、可能な限り多くの住民が、それぞれの立場で住民参画できる取り組みを採用しました。

最後に、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が求められていることと地域福祉はまちづくりと一体的に構想される必要があります。そこで、本計画は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法 (平成 25 年法律第 95 号)」に基づき策定する「国土強靭化地域計画」、及び社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」と一体的に策定し、町民ニーズの変化に的確に対応し将来を見据えた投資や、新たな取り組みを積極的に実施し、地域創生を推進するため「行政経営方針」についても一体的に策定しました。

計画の性格と役割

この計画は令和５年度から令和８年度までの４年間に及ぶ長期的な展望に立ち、本町が目指すべき将来像やまちづくりの基本的方向及び方策を明らかにするものです。

国の施策・経済動向は刻一刻と変化しており、予測しがたい点も多く、計画実施に当たっては弾力的に運用するものとします。

（1）町においては、まちづくりの指針となる最上位の計画となります。

（2）町民においては、共創・協働のまちづくりへの参画方法などを明らかにし、自主的・積極的な活動を進めるための指針となる計画となります。

計画の構成と期間

この計画は、令和５年度を初年度とし、向こう４年間の「基本構想」、４年間の「基本計画」、３年間の「実施計画」で構成しています。

(1) 基本構想

基本構想は、令和８年度を目標としたまちづくりの基本目標と磐梯町の姿を示し、その実現のための行政及び町民の取り組むべき基本方針を明らかにするものです

(2) 後期基本計画

後期基本計画は、令和５年度から令和８年度までの４年間とし、基本構想を具体化するための必要な施策について、事業内容を体系的に明らかにするものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を現実の行財政のなかにおいて実施するための３年間の短期計画とし、ローリング方式により年次ごとに定め、個々の具体的な施策・事業について、その規模、経費等を明らかにするものです。

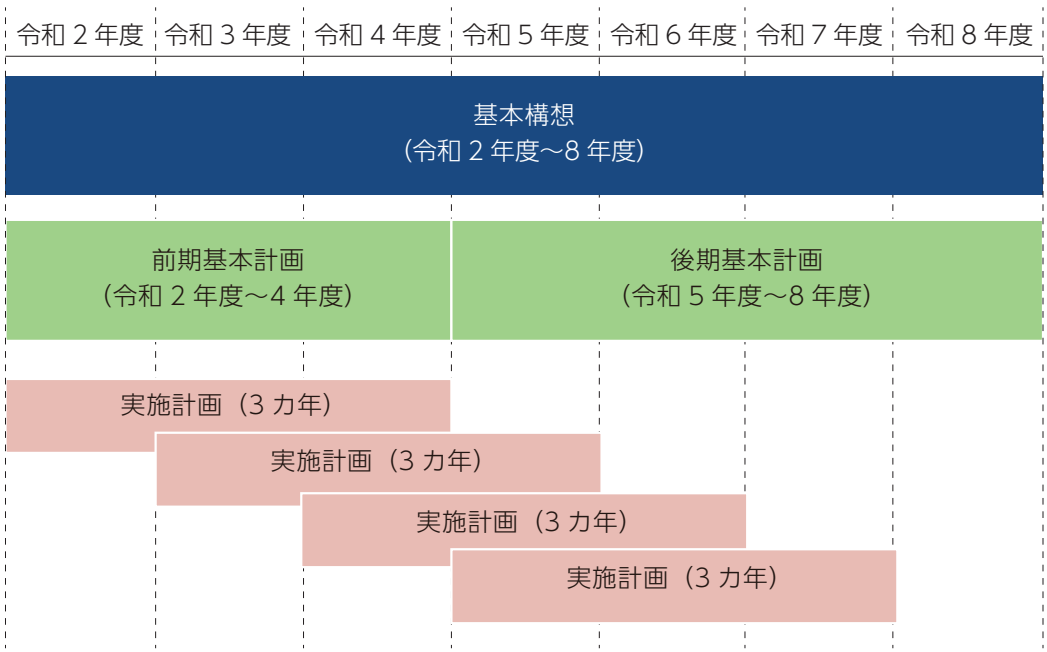

基本計画見直しの枠組み

基本計画の見直しを１年間前倒ししたため、計画期間４年間となっています。期間の長さと、社会的変化の速さ、及び国の各種政策との関係性を考慮すると、計画項目の前倒しでの達成や前提条件・社会環境等のさらなる変化により、計画項目の終了、修正、追加等が必要となる可能性があります。

そこで、本総合計画では、基本構想の範囲内に留まる部分的な計画項目の終了、修正、追加等については、町議会及び町総合計画審議会への報告等を経た後、柔軟に変更できるようします。

４年後を見据えた取組

今回の総合計画の見直しは、多くの町民、職員、関係機関の皆さんが関わる、磐梯町史上においても大規模な取り組みでした。そのため、多くの今後の取り組みにつながる示唆を得ることができました。

そこで、本計画が終了する４年後の計画策定を見据えて、以下の４点について、一定の道筋を示し、取り組んでいくことが必須です。

①町政の現状把握・分析にかかる情報・データの管理体制構築

計画を策定するにあたり、町政にかかるあらゆる情報・データに基づく現状把握や分析が重要です。一方で、情報・データが存在するものの各課に散逸していたり、新規的な分野についてはそれらを新規に収集しなければならなかったりすることもありました。

町政の現状把握・分析のための情報・データの収集や総合的な管理は、相当な業務であり、多くの自治体においても試行錯誤がなされているところです。そこで、本町においても、デジタル技術等も活用し、町政の現状把握・分析にかかる情報・データの効率的・効果的な管理体制の構築を目指します。

②個別計画等の整理統廃合

総合計画の策定において、常に問題となることが、個別の行政計画との整合性です。磐梯町においても、法定計画を中心に多数の行政計画が存在していますが、今回の総合計画見直し過程において、多数ある個別の行政計画と総合計画との整合性を図ることには限界があることが再確認されました。

この行政計画の乱立と総合計画との整合性の問題は、磐梯町に限らず、多くの自治体において生じており、国に対しても問題提起されてきた経緯があります。その結果、政府は自治体に作成義務を課している行政計画の増減数を今年から年１回、省庁別に公表する方針を決めました。

本計画においては、国土強靭化計画や地域福祉計画を兼ねることで、行政計画の整理統廃合と、個別の行政計画との整合性の担保を図る端緒を拓いています。今後も、総合計画の理念に基づき、個別の行政計画のあり方を抜本的に見直し、整理統廃合することで、形式に捉われすぎず、本質的な取り組みを追及します。

③日常的な町民参画の継続

本計画の見直しにあたり、アンケート、地区懇談会、ワークショップ等、様々な町民参画の取り組みを実施しました。新型コロナウイルス感染症の収束も想定されることや、町民の皆さんからも継続的な町民参画の希望があったことも踏まえ、総合計画の策定の有無に関わらず、今回の策定過程の知見も活かし、日常的に町民参画の取り組みを実施します。

④以上を踏まえて、総合計画のあり方の抜本的見直し

今回の見直しは、多くの地方自治体において従来から行われている、基本構想・基本計画・実施計画の枠組みに則ったものです。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大・デジタル変革の進展及び住民ニーズの多様化等を考慮すると、以前より迅速かつ柔軟な行政経営が求められており、従来型の基本構想・基本計画という枠組み自体についてもゼロベースで見直す時期に差し掛かっている可能性もあります。

例えば、平成 23 年行われた地方自治体法の改正により、基本構想策定の義務づけ規定が廃止され、全国の自治体の中には、従来型の枠組みに捉われない自治体も現れ始めています。

本町においても、４年後の計画策定を視野に入れながら、まちづくりの方針のあるべき姿についても検討し、総合計画のあり方も含め抜本的に見直していきます。

基本計画

未来へ繋がるまちづくり

やりがいのある仕事づくり

充実した暮らしづくり

共創協働のまちづくり

施策の体系

町の将来像

自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい
魅力あるまちづくり
～共創・協働のまちづくり～

基本目標

- 未来へ繋がるまちづくり
- やりがいのある仕事づくり
- 充実した暮らしづくり
- 共創協働のまちづくり

政策分野

- 子育て
- 教育・生涯学習・スポーツ
- 歴史・文化・国際交流
- 農林業・有害鳥獣被害対策
- 商工業と産業創出
- 観光と広報・マーケティング
- 健康・医療・福祉
- 安全・安心と公共交通
- 循環型社会と生活インフラ
- まちづくりの再デザイン
- 行政経営の再デザイン
- 幸せの再デザイン

未来へ繋がるまちづくり

政策分野　子育て　教育・生涯学習・スポーツ　歴史・文化・国際交流

1．子育て

現状と課題

町では、安心して子どもを育てられる環境づくりを重点施策に置いていますが、少子高齢化による人口の自然減少が進行しています。（下記グラフ参照）

このような中、町では安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境づくりや子育て家庭の不安や負担の軽減のため、幼稚園保育料の無償化やこども館による放課後預かりを実施しています。

また、「磐梯版ネウボラ」により妊娠期から中学校卒業まで専任保健師が関係機関と連携し丁寧な対話や面談で子育て支援に取り組んでいます。この取り組みは、ネウボラを実施していない自治体や、実施していても小学校入学までの期間のみの自治体が多い中、先進的な施策となっています。

さらに、磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議において、2年間に渡り「磐梯町の子どもたちが最高の教育・保育を受けられる環境」について議論して頂いた内容を踏まえ、令和4年11月に答申書が提出されました。今後の教育・保育施設の再編の方向性は、特に子育て世帯の町民に関心の高い内容のため、各関係者から多種多様な意見が存在しており、合意形成を丁寧に進める必要があります。

町民アンケート調査では、20～40代の40%を超える人が、これからも町に住み続けたい理由として「子どもを育てていくための環境がよいから」と回答しており、今後も全ての子どもが健やかに成長する環境の整備や教育・保育サービスの一体的提供の充実及び定住支援（住まい、親の就業等）と連携した包括的な施策の検討が必要となっています。

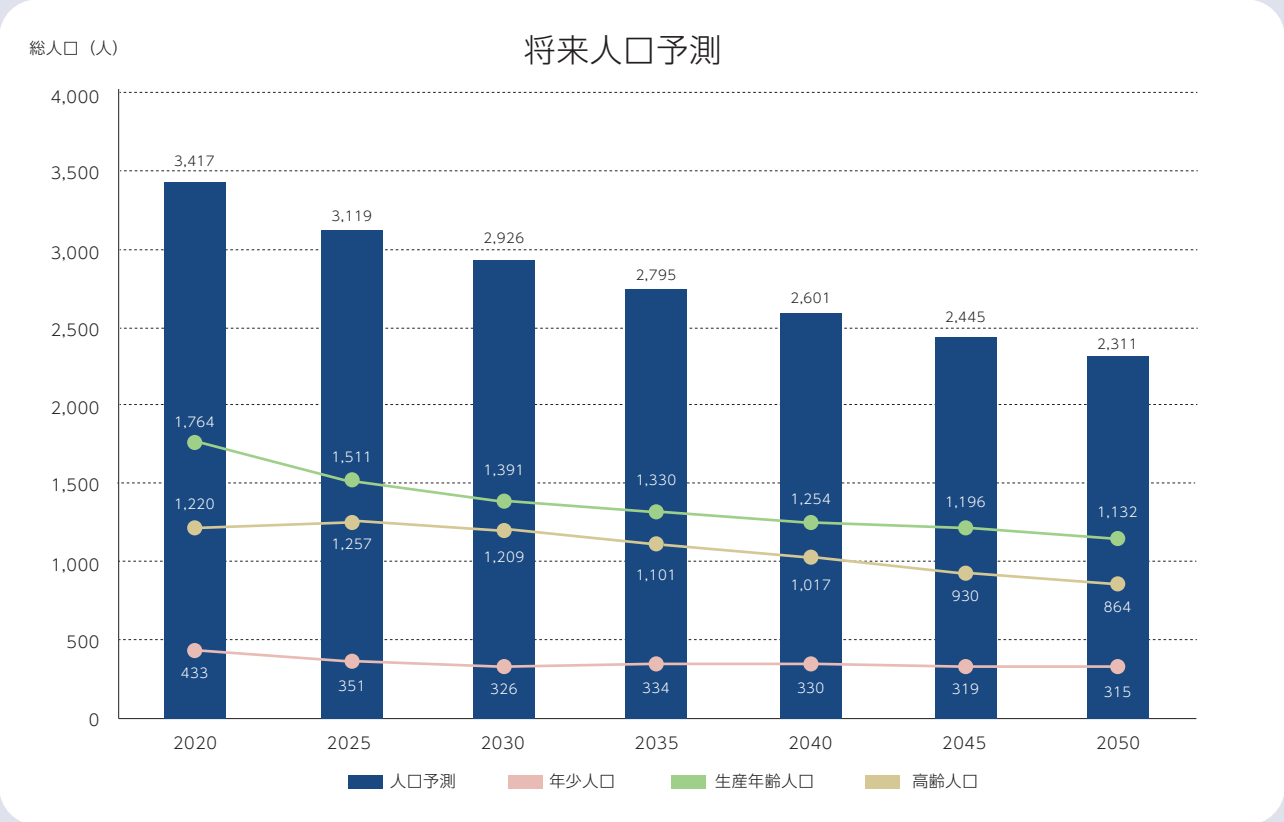

取組の方向性

生活様式の変化により子育てのニーズも変わってきています。本町で子育てする上で、包括的にサポートできる施策を子ども本位に再デザインしていきます。

「磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議」によって答申された提言も踏まえ、子育て環境の整備・拡充を進めるとともに、サービスの充実を図り維持ができるように、官民共創による運営も検討します。

また、町民アンケートの結果、これからのまちづくりにおいて自身が取り組みたいこととして、「隣近所での見守りや声掛け、支え合い等を行う」が37%と最多でした。このような町民の思いや繋がりも活かしながら、地域における子ども・子育て支援体制を拡充します。

さらに、子ども・子育て支援は、移住・定住、教育等の各種政策と密接に関係するため、組織間の連携を図りながら、子ども及び子育て家庭本位の取り組みを進めます。

以上のことから、子どもたちが地域の愛情に包まれながら、子育て世帯が「安心感」、「充実感」を感じながら健やかな育みができる子育て支援を進め、子や孫たちが磐梯町に暮らし続けたいと実感できる「子育てのまち」を目指します。

具体的な取組

①子育て環境の整備・拡充

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもや親に対し、妊娠・出産期から切れ目のない支援に配慮し、健康づくりの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための相談できる体制づくり、経済的支援の拡充を推進します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の状況などにより支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

さらに、「磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議」の答申も踏まえ、教育・保育の機能・制度・施設等の再編を実施します。

主な実施事業

- 磐梯版ネウボラの推進
- 子育て世帯への支援の拡充
- 地域企業との連携
- 教育・保育施設の再編成

② 地域における子ども・子育て支援体制の拡充　強靭化

子ども･子育て支援は、家庭、学校、地域など地域社会のあらゆる分野の人々が、子育て世帯に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要となります。地域全体がその役割を果たし、共に子どもの成長を喜び、分かち合うことができるよう、子育て支援体制の強化を図る取り組みを推進します。

核家族化の進行により、両親だけで子育てを担っている家庭も少なくなく、すべての子育て家庭への支援強化のため、在宅保育や在宅ワークに係る負担軽減に向けた相談体制の整備と訪問型子育て支援に加え、在宅保育助成制度の検討を進めるなど、あらゆる子育て世帯への支援充実を図ります。

また、移住･定住施策の一環として、町外の児童が磐梯町の保育や教育を体験できる取り組みを検討し実施します。

主な実施事業

- こども家庭センターの設置
- 子育て支援ネットワークづくり、拠点整備の推進
- 保育所･幼稚園における移住定住に向けた受入事業の検討

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和４年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
待機児童数	０人	０人	０人	現状維持
こども家庭センターの設置	０箇所	０箇所	１箇所	こども家庭センターの設置

2．教育・生涯学習・スポーツ

現状と課題

社会経済情勢の大きな変化の中で、子どもたちは「自分がどう生きるか」を主体的に判断し実行していく力を身につけることが求められており、町民アンケート調査では、10～40代の方のうち26.6%が優先的に取り組むべき項目として「学校教育や生涯学習など教育環境・機会の充実」と回答しています。交流活動等による地域教育力を活かすためにも、学校を地域の拠点として、積極的に家庭や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となって地域のコミュニティを活性化していくこと（スクール･コミュニティ※）が求められています。

町では、幼小中一貫教育により、確かな学習の習得及び一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を行っております。特に英語教育では、幼稚園からALT※と一緒に楽しみながら英語に慣れ親しむ機会を設けています。

また、国のGIGAスクール構想により、磐梯町では町内小中学校では高速通信環境と電子黒板が整備され、児童･生徒には１人１台の学習用タブレット端末が配布されています。電子黒板や学習者用デジタル教科書を授業で活用するのはもちろん、家庭への端末持ち帰りを進めるため、子ども一人ひとりの進捗状況に合わせて学習できるAI型デジタルドリル、子どもたちが自ら進んで端末を活用するための電子書籍読み放題サービス、安全に使用するための管理ツール（フィルタリングソフト、遠隔管理ソフト）等を導入しています。子どもたちがＩＣＴを活用するにあたっては、子どもたち自身がデジタル社会の一員としてメディアと上手に付き合っていけるように、デジタル･シティズンシップ教育の考え方を取り入れてサポートしています。

学校･教職員のICT活用力を向上させる取り組みとしては、地域おこし協力隊１名をICT支援員として採用し、学校のICTサポートを行っています。

今後もICT等を活用しながら、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びの実現に向けた取り組みを継続していくことが必要です。

令和４年11月に、町では語学教育交流の実施に向け、ニュージーランド国に現地調査団を派遣し、磐梯中学校と現地の生徒との遠隔での交流を実施しており、グローバルに活躍できる人材の育成を目指します。

さらに、学校･家庭･地域が一体となった教育をしていくためにも、町では、国の地方教育アドバイザー制度を活用して文部科学省職員をアドバイザーとして選任いただき、教育施策に関する企画立案などの相談や助言などを頂いたり、「令和の日本型教育」の実現にむけて慶應義塾大学ＳＦＣ研究所と連携協力を締結する等、様々な有識者の方から助言を受けながら施策の実施を進めています。

生涯学習･スポーツ事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、実施の中止や参加者の減少が見られます。また、町民ニーズに即した内容を効率的･効果的に提供する点に関して課題があります。

子ども向けのスポーツにおいては、少子化により磐梯町単独でチームが作れない状況になっているため、指導者の高齢化･後継者不足なども課題となっています。スポーツ協会･スポーツ推進委員･指導者、各スポーツ団体等の組織充実を図り、生涯スポーツの基盤づくりに努める必要があります。

※スクール･コミュニティ　……学校を、世代を超えた人たちが交流できる新しい活動拠点とし、子どもから高齢者までさまざまな世代の交流を促進し、地域のコミュニティ活動をさらに元気にする取り組み。

※ ALT　……外国語指導助手（Asistant langage teacher）。小学校や中学校の児童･生徒に英語の発音や国際理解、教育の向上を目的として学校に配置され、授業を補助している。現在磐梯町では２名配置。

取組の方向性

幼小中一貫教育の目標である「夢を語り　夢の実現に向かって努力する子どもの育成」のため目指す子どもの像として、「磐梯で学び育ったことを誇りに持つ教育」「未来をたくましく生き抜くことができる教育」を推進します。未来へ繋がる経験を重視し、子どもたちが学ぶ環境を選択できる子ども本位の教育環境を実現するために、教育にかかる機能・制度・施設等を再デザインします。

また、共創・協働のまちづくりの理念の下、住民が自分たちの考えを持ち、大人の姿から子どもたちを育てるまちを実現させるため、新たな枠組み（スクール・コミュニティ）を構築していきます。

特に磐梯の教育の柱である英語教育については、磐梯町の次代を担う子どもたちを視野の広い国際感覚のある心豊かな生徒に育成し、更なる充実を図るため「語学教育」を主な目的として中学生を海外に派遣する語学教育交流事業を実施します。

さらに、生涯学習・スポーツ事業については、「人生 100 年時代」、「生きがいのある人生」の観点から、ますます重要となります。

今後は、民間活力や交流・関係・愛着人口の人々も活かしながら、より町民ニーズに即した内容を効率的かつ効果的な手法で提供することを目指します。

具体的な取組

① 教育

強靭化

教育にかかる機能・制度・施設等を子ども本位に再デザインするために、幼小中一貫教育の推進、教育留学の試行、外部の人材・知見の積極的活用等の先駆的な取り組みについても挑戦します。

また、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するために、人員の加配、教育のデジタル変革等を進め、家庭・地域との連携による学校運営の推進を図るために、コミュニティ・スクール※も含めてＰＴＡ、地域交流のイベントなどを実践していきます。

主な実施事業

- 教育にかかる機能・制度・施設等の再デザイン
- 一人ひとりに寄り添った磐梯版ネウボラと学習支援体制の充実
- 家庭・地域との連携による学校運営の推進
- 海外派遣語学教育事業の実施

※コミュニティ・スクール　……学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和３年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
英検３級以上 取得者率	60%	65.6%	67%	中学校卒業時での 英検３級以上の増を目指す。
語学教育交流事業	－	－	小中学校 各３回	語学教育を目的に中学生を対象とした海外の学校での体験的授業への参加やホームステイの体験をはじめ、海外の学校と各小中学校との間でリモートによる交流事業を実施する。

② 生涯学習・スポーツ

青少年学習事業については、小学生を対象とした「ばんだいっ子クラブ」、「まなびときばんだい」の取り組みを拡充します。

また、成人学習事業については、磐梯大学だけでなく、住民ニーズを把握しながら、民間活力の活用やネットワークづくりなども検討し、町民の人生を豊かにし、地域の支え合いに寄与する内容を中心に、効率的かつ効果的な提供を目指します。

さらに、スポーツ事業については、おおるりンピック大会、町民体育祭などの既存の取り組みに加え、町ロードレース大会やふれあいセンター等の運営について民間活力の活用も検討します。

主な実施事業

・青少年学習事業の推進
・成人学習事業の推進
・スポーツ事業の推進

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和４年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
青少年学習事業 参加者数	延べ 70 人	延べ 86 人	延べ 100 人	参加者増を目指す。
成人学習事業 参加者数	延べ 944 人	延べ 401 人	延べ 1,000 人	各種講座の参加者数の増を目指す。
スポーツ事業 参加者数	延べ 1,289 人	延べ 210 人	延べ 1,300 人	高齢化・人口減少を考慮し、最低限の減に留める。

3．歴史・文化・国際交流

現状と課題

本町には、会津仏教文化発祥の地として名高い慧日寺跡があり、学術的にも歴史的にも大変貴重な国指定史跡として、現在、指定地の発掘調査や土地公有化とともに整備事業を進めています。

また、「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」に基づき策定した「磐梯町歴史的風致維持向上計画」は、平成 28 年 1 月 25 日に国の認定を受けており、慧日寺跡を拠点に本寺・大寺地区を重点区域として、さまざまな事業を展開しています。一方で、こうした歴史遺産や文化資源の保存と活用及び維持管理には、収益力の強化も求められています。

その中で、令和３年度の磐梯山慧日寺資料館入館者数は約 6,500 人と新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大きく減少しています。集客の回復を図るためにも、道の駅やリゾート施設など、他の観光施設・事業と連携し、効率的かつ効果的な慧日寺跡等への誘引が肝要です。

また、磐梯町の歴史・文化を観光振興に活かし、新たな層を呼び込んでいくためには、若者やインバウンド等に対する情報発信も重要となります。町内外に対して、インターネットやＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信に努め、認知度の向上や観光振興に向けた受入体制づくりが課題です。

そのためには、自分たちが住んでいる地域について改めて町民自らが調べ直し、埋もれてしまった地域の生活文化などを再発見し、見直していく取り組みも必要です。

民俗芸能では、巫女舞、舟引き祭り、赤枝彼岸獅子舞などが行われており、こうした貴重な伝統文化の保存・継承は、郷土への関心を高め、町民の連帯感を育むことにつながります。しかしながら、各伝承団体とも後継者不足が深刻な課題となっています。伝統を受け継ぎながらも、その伝承のあり方には新たな視点からも検討していかなければなりません。

国際交流については、カナダ国オリバー市との姉妹都市交流として使節団による相互交流や中学生による教育交流等を通して友好関係を築いてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、相互訪問が困難な状況でありました。今後は、姉妹都市交流を再確認し、人的・文化的交流により国際社会に対応する幅広い視野と豊かな人間性を育む機会の創出が必要です。

デジタル技術などの進化のほか、VUCA（将来の予測が不可能な状況）の時代の今、変化に対応していける人材を育てていくためにも、国際交流の目的を再定義し、従来型の交流だけでなく、デジタル技術も活用した新しい交流の形が求められています。

取組の方向性

地域の歴史・文化を知ることは、町民の地域への愛着を育み、次世代へ地域を引き継ぐ動機となります。

町民アンケートの結果、これからのまちづくりにおいて自身が取り組みたいこととして、「町の歴史文化に関心を持ち、学んだり、触れたりする機会をつくる」と答えた割合が 16.5% と低い一方で、「街の良さを発見し、誇りに感じたり、他に広めたりする」と答えた割合が 29.2% と比較的高いことから、まずは磐梯町の歴史・文化についての町民への啓発・教育を通じて機運醸成を図りながら、文化財・伝統芸能の調査・保存・整備及び活用に向けて、町民との協働を促進し、まちづくりや観光振興にも繋げます。

また、国際交流については、国際交流を自治体間、教育分野だけでなく、様々な分野で展開し、交流に留まらない協働・共創も視野に入れ、交流を通じた国際感覚にあふれる人材育成に努め、世界に拓かれ、未来に繋がる磐梯町を目指してまいります。

具体的な取組

①歴史・文化

強靭化

磐梯町の歴史・文化に関する町民への啓発・教育等を推進することで、町民自身が主体となって行政と共に、文化財や伝統文化を後世に守り伝えていく機運を醸成します。

そのために、史跡慧日寺跡をはじめ、町内各所に残る文化財等の調査・保存・整備及びの活用を促進すると同時に、巫女舞、舟引き祭り、赤枝彼岸獅子舞等の民俗芸能の保存・伝承を支援します。さらに、まちづくりと観光振興の観点も加え、歴史的風致の維持・向上と町外に向けた情報発信を推進します。

主な実施事業

- 磐梯町の歴史・文化に関する町民への啓発・教育等の取り組み（講座・ワークショップ、見学会など）
- 史跡慧日寺跡をはじめとする様々な文化財の調査・保存・整備と活用、ならびに民俗芸能の活動・伝承の支援促進、歴史遺産の掘り起こしの取り組み（慧日寺資料館の利活用、発表機会の創出、伝承活動への補助など）
- 歴史的風致の維持・向上と町外に向けた情報発信の推進（SNS の活用など）
- 史跡慧日寺跡・慧日寺資料館での集客イベントの実施と道の駅ばんだいとの連携強化

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和４年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
磐梯山慧日寺資料館 入館者数	20,000 人	5,000 人	30,000 人	磐梯山慧日寺資料館の展示の更新などと共に、 慧日寺跡周辺一帯での誘客に取り組む。
文化財活用事業への 参加者数	3,500 人	2,300 人	10,000 人	各種イベントの実施により、 参加者の増を図る。
歴史的まちなみ 整備事業延べ実施数	４件	12 件	16 件	毎年２件の実施を目指す。

②国際交流

国際交流により異文化に対する理解を深め、人的・文化的交流を継続するとともに、社会のグローバル化に対応する幅広い視野と国際社会に貢献する豊かな人間形成を行い、カナダ国オリバー市との交流のあり方や手法等を再検討しながら新たな交流相手や手法の調査を進めてまいります。

主な実施事業

・国際親善、教育交流

・既存の姉妹都市との交流のあり方の再検討と新たな交流に向けた調査の実施

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和４年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
国際都市交流の実施 （オンライン含む）	１回	０回	６回	

やりがいのある仕事づくり

政策分野　農林業・有害鳥獣被害対策　商工業と産業創出　観光と広報・マーケティング

1．農林業・有害鳥獣被害対策

現状と課題

町の基幹産業である農業の従事者は減少傾向にあり、昭和 55 年当時に 718 人いた第一次産業従事者は、令和２年の国勢調査では 232 人まで減少し、農業の担い手の確保・育成について、量的・質的両面において課題を抱えています。

農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う集落機能の低下により農村環境の悪化が懸念されており、地域での話し合いを基にした人・農地プラン（地域計画）策定による担い手への農地集積・集約化と、より効率的な農業生産を行うために生産基盤の整備が急務となっています。

また、食の安全への意識が高まり、国内産農産物の消費拡大や地産地消への機運も高まり、産地間競争が激化しています。そのため、特色のある農業を推進し、自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくりを実践するため、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げ、国のみどりの食料システム戦略と連動した本町独自の環境と調和した持続可能な農業『磐梯さとやまの慧み』により、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化に努めつつ、生産性の向上を図ってきました。

しかし、ブランドとしての普及拡大には至っておらず、このままでは収益構造は改善せず、担い手の確保等にもつながっていかないため、今後は競争力を高めるべくマーケティングの強化も不可欠であります。

次に、林業については、本町の森林所有者は、林業への依存度が低く、農業を主体とした農林業の経営を行っている現状にあります。社会及び経済状況の急激な変化により林業は減退し、林業従事者の高齢化による担い手不足や林業採算性の悪化による所有者の林業経営意欲の低下など、森林所有者等である農業者が林業を複業して経営を成立させることは、近年の情勢では困難な状況にあります。伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、倒木や鳥獣被害等による森林の荒廃は森林力機能の低下といった大きな問題となっています。

有害鳥獣被害対策については、クマの被害は依然として見受けられ、近年はイノシシによる被害が増え、農作物被害に加えて、掘り起こしによる農地災害が増加しております。これに対し、集落ぐるみの広域電気柵の設置や緩衝帯の整備を行うとともに、捕獲圧を強化するため、町有害狩猟鳥獣捕獲隊と地域おこし協力隊（有害鳥獣担当）が連携して対応していますが、捕獲隊員の高齢化による担い手の確保や育成が課題となっています。

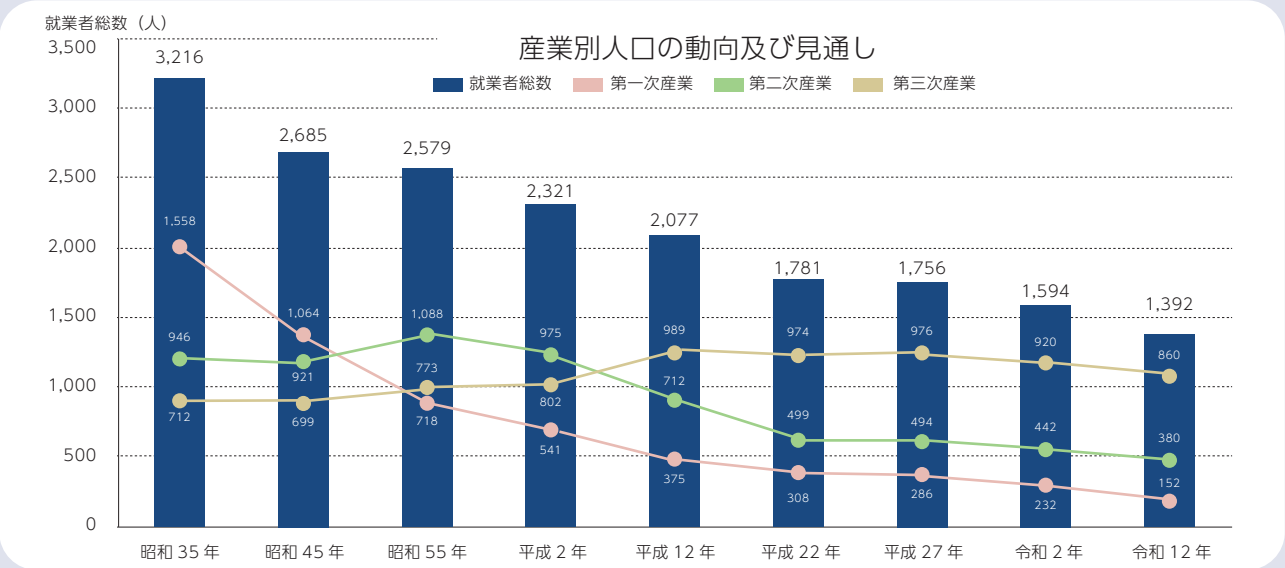

取組の方向性

農業・農村が有する多面的機能を維持し、農業従事者が自立して生計を立てられる「儲かる農業」を実現するために、農業政策の方針・推進体制を見直します。

また、林業については、従来の取り組みを継続しながら、森林経営管理制度の活用を検討するとともに、今後、森林が本格的な主伐期を迎えるにあたり、間伐等により森林環境整備を進めていきます。さらに、有害鳥獣被害対策については、人的・経済的被害が最小限になるよう取り組みを強化し、担い手の就業につなげるように利活用について調査・研究します。

具体的な取組

①農業

強靭化

世界的な需給の増加、国内の食料自給率の低下など、様々な要因から我が国の農業は成長産業になる可能性を多分に秘めており、スマート農業の実証や研修機関の役割を果たす、農業改革の主となる農業振興公社を設立します。

農業者の高齢化や就農率の減少が進む中で、中核的な農業担い手である認定農業者を柱にしながら、新規就農者、新規参入者、農業法人、女性農業者、高齢農業者、農業参入企業、半農半Ｘ等の多様な担い手づくりを進めていきます。また、少数の担い手が競争力のある農業を展開しながら低コスト化を目指すためには、スマート農業等の新たな作業形態を導入して省力化を図ることも必要であり、必要に応じた農業機械の導入や圃場改良等を普及する体制整備を検討するとともに、それに付随した施設整備を検討していきます。

将来的には、町内の農業法人・認定農業者及び多様な担い手と連携しながら、農業振興公社が農業生産法人として、生産性向上と付加価値を両立する魅力的で儲かる農業経営を目指していきます。

上記を踏まえ、「農業経営継続のサポート」と「儲かる農業への出口戦略強化」の戦略を軸に、農業振興公社を中心とした農業改革を、一般社団法人ばんだい振興公社と連携しながら進めます。

また、実質化された人・農地プラン（地域計画）を基に、組織化・法人化や集落営農の推進と農業生産基盤の整備を検討していきます。

主な実施事業

・農業振興公社の設立による農業経営の持続化支援
・新規就農者育成総合対策事業の活用や町独自の就農支援事業の拡充
・農産物 PR 事業等による販売戦略の強化

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
農業生産法人の数	２組織	３組織	５組織	
農業産出額	８億９千万円	８億５千万円（令和２年）	11 億７千万円（令和１２年）	磐梯農業振興地域整備計画より
新規就農者数	５人	６人	12 人	

②林業・有害鳥獣被害対策

強靭化

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止の観点も踏まえながら、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めます。

具体的には、森林の有する各機能を最大限に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、森林施業又は経営の受委託、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病害虫対策、獣害対策等による森林保護を推進することにより、多様な森林資源の整備及び保全を図ります。

また、野生鳥獣による農作物等への被害を防止するとともに、住民の安全な生活環境の確保を目的とする各種施策を実施し、森林や有害鳥獣を資源として捉え、豊かな自然環境と良好な生活環境を育む森林（もり）としての機能はもとより、間伐材等を燃料とする森林循環をベースとしたバイオマス発電や野生鳥獣の革や骨など加工品としての利活用について調査・研究します。

主な実施事業

・町分収造林地及び公団分収造林地の施業実施
・里山林整備事業や広葉樹林再生事業等による森林環境の整備
・電気柵等設置及び有害鳥獣捕獲支援事業の実施

2．商工業と産業創出

現状と課題

商業については、平成 21 年にオープンした道の駅ばんだいや令和３年にオープンしたスーパーが主要な商業施設で町内の経済活性化に繋がっていますが、これからは、オンライン事業及びＥＣサイト※を活用した特産品の販売･開発や地域デジタル通貨「ばんだいコイン」による地域内経済循環の取り組みを進め事業者の主体性やデジタル通貨の利用者拡大につなげていく必要があります。

本町は、以前より工業の町として近隣市町村から多くの方が通勤し、会津地域の就労拠点となっています。所在企業や町外在住の従業者と町との関係づくりにより、地域の活性化への余地が多分にあるものと考えられます。

さらに、町外からの移住者や地域おこし協力隊の終了者を中心に、様々な分野や業種の起業が生まれ始めているため、小さく起業するためのシェアオフィス※機能や創業を希望する者への支援の仕組みづくりを強化していく必要があります。

※ＥＣサイト　…… インターネット上で商品を販売する Web サイト。
※シェアオフィス　…… １つのオフィス空間を複数の利用者とシェアして利用するオフィスの総称。

取組の方向性

商業にかかる事業者・従業員を増やし町内経済を循環させることで地域経済を活性化に繋げてまいります。また、町への訪問者の消費を喚起することで町全体の所得向上を目指します。

工業については、町内に所在する企業とその従業員が町との関係性を深めることで、企業版ふるさと納税や更なる投資に繋げていくとともに、新たな企業誘致や従業員の町内への移住を促します。

さらに、産業創出に向けた環境整備を推進することで、より多くの町民が安定的な生活基盤を築いて暮らせる環境構築を目指します。

具体的な取組

① 商工業

強靭化

地域デジタル通貨「ばんだいコイン」を活用した消費喚起による町内消費の循環と町内への消費流入による外需の獲得を目指すとともにオンライン事業及びＥＣサイトを活用した特産品の販売・開発を進めながら、小規模企業・事業者に対するデジタル化等の既存事業者の経営基盤強化の支援を行います。

また、町内に所在する企業とその従業員と町の関係づくりを促進します。

主な実施事業

・地域デジタル通貨「ばんだいコイン」の利用促進
・オンライン事業及びＥＣサイトを活用した特産品の販売・開発
・町内小・中規模企業・事業者の経営基盤強化支援
・町内企業及びその従業員との関係促進

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和４年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
新規企業立地件数	０社	２社	５社	
ばんだいコインの利用額	－	30,148 千円 (令和５年１月 31 日現在)	１億円	

② 産業創出

強靭化

一般社団法人ばんだい振興公社と連携し、地域おこし協力隊や地域の若者を対象とした起業や実証実験等の担い手となるようなキャリア・起業支援を推進します。また、シェアオフィス・コワーキングスペース※等の産業創出基盤を誘致・整備します。

また、地域連携協定を結んでいる埼玉県横瀬町が進めている官民共創の仕組みや産業を興す地域商社などの仕組みを研究し、企業や挑戦を目指す新たな人材を受け入れ、町活性化への起爆剤としていきます。

さらに、国のローカルスタートアップ支援制度※等と連携しながら、磐梯町を舞台に、産業を創出する人々を果断に支援し、これらの産業創出と合わせて、新しい形の雇用・就労の創出も促進します。

主な実施事業

・地域おこし協力隊や地域の若者へのキャリア・起業支援
・シェアオフィスの誘致・整備
・ローカルスタートアップの誘致・創業支援
・埼玉県横瀬町との官民共創や地域商社の連携強化

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
地域の若者・地域おこし協力隊による起業数	－	１人	10 人	
ローカルスタートアップの誘致・創業件数	－	－	３件	

※コワーキングスペース …… さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペース。
※ローカルスタートアップ支援制度 …… 国・自治体・ベンチャーキャピタル・民間企業などによる「新たなビジネスモデルで短期間のイノベーションを狙う企業」を支援する仕組み。

3．観光と広報・マーケティング

現状と課題

町内では、昭和55年から国指定史跡慧日寺跡に本格的な整備により、昭和59年から同史跡周辺整備事業が着手され、昭和62年に磐梯山慧日寺資料館が開館しました。平成4年には、オールシーズン型リゾート施設がオープンし四季を通じ約118万人の観光客が訪れていました。平成23年の東日本大震災やそれに伴う福島第一原発事故の風評被害により、大きなダメージを負った観光産業ですが、首都圏等における風評被害払拭事業の展開や誘客キャラバン等の取り組みにより、町内への観光入込客数は回復しつつありました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用、現在では変異株による感染の再拡大が懸念され、町内の飲食・観光事業者にとって厳しい経営状況が続いているため、今後も継続して事業者への支援策を講じていく必要があります。

観光ニーズは、見る観光から、体験・体感する観光へと移行しています。磐梯町の自然環境や歴史文化等の観光資源に加え、龍ヶ沢湧水を中心とした磐梯町の名水と魅力ある食や農業などの体験・交流プログラムの開発が不可欠であるため、農業者や地域住民の方々などと連携し、地域主導による体験交流型観光への積極的な取り組みが求められています。

これらの施策はコロナ禍で大きく減少したインバウンド（外国人観光客）集客への魅力アップにもつながります。インバウンド戦略については、地元観光事業者・周辺観光施設との連携を図りながら、アジア・オセアニア地域からの誘客を積極的に進めていきます。

また、マーケティングについては、令和3年に磐梯町ＰＲ・マーケティング戦略を策定し、広報、マーケティング、ブランディング等の概念整理を行い、行政のリテラシー向上等に努めています。

今後は、観光入込客数という人的数量の拡大を目指しながらも、観光の内容、観光客の消費単価の向上及び観光地としての持続可能性等の質的な側面に、より力点をおいて施策展開することが重要です。

取組の方向性

観光については、量と質の両面を考慮し、交流・関係・愛着人口の拡充を視野に入れた取り組みを推進し、迅速な観光施策を展開するために町民や事業者自らがまちづくりのために観光を利用する主体性を育みます。

また、積極的な観光拠点づくりを進め、アクセス整備により観光客の回遊を促し利便性向上を目指します。インバウンド受け入れのためには外国語表記整備や観光での施設言語対応もサポートします。

広報・マーケティングについては、町のホームページの見直しを図りながら、ＳＮＳ、Facebook などの効果的な運用を行うと同時に町民や交流・関係・愛着人口に関わる人々が自発的に磐梯町の情報を発信する機運を醸成します。

具体的な取組

①観光と広報・マーケティング

強靭化

観光施策本来のマーケティングの更なる事業展開を目指すため、ポストコロナを念頭にマーケティングにも重点を置いた新しい形の観光地域づくりを推進します。

観光誘客については、令和５年４月より「慧日寺資料館」の運営の一部を「一般社団法人ばんだい振興公社」への委託を計画しており、町で最大の集客数を誇る「道の駅ばんだい」と「史跡慧日寺跡」との連携を強化することで、通過型観光地であった当エリアを滞在型観光地にシフトさせてまいります。

河川敷の整備により、慧日寺までの門前通りを魅力溢れるものとし、それぞれの観光資源の点と点を結び、慧日寺周辺を大きな面として広げていき、誘客の増加を図っていくとともに、「道の駅ばんだい」を磐梯山周辺アウトドアの拠点、起点として新たに進化させてまいります。

コロナ禍で大きく落ち込んだインバウンドについては、地元観光事業者と連携を図りながら、スキーシーズンにおける台湾、オーストラリア（ニュージーランド含む）の集客へ向けて積極的に進めてまいります。

広報については、求める情報を取得しやすい町ホームページの構築とＳＮＳを活用した積極的な情報発信を行い、観光客が継続的に磐梯町に触れ続ける仕組を構築します。

主な実施事業

- 『道の駅ばんだい』と『史跡慧日寺跡』の進化連携
- インバウンド集客への環境整備（多言語対応・アクセス整備など）と集客増に向けたサポート
- 磐梯山登山や周辺観光周遊のためのアクセス整備
- 磐梯町観光協会の見直し
- 観光地域づくりの推進
- ホームページや SNS を活用した質の高い情報発信

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和３年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
観光入込客数	1,209,711 人	750,192 人	1,258,879 人	コロナ禍以前の増減率から算出（平均 0.08%増）
インバウンド集客数	8,000 人	2,800 人	24,000 人	
史跡慧日寺跡周辺観光者数	23,500 人	7,300 人	60,000 人	「道の駅ばんだい」の年間来場者数の 5% ～ 10%程度を目指す。

充実した暮らしづくり

政策分野　健康・医療・福祉　安全・安心と公共交通　循環型社会と生活インフラ

1．健康・医療・福祉

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行が数年続き、町民の心身に大きな影響を与えています。感染症の実態が明らかになり、徐々に適切な対応がとられ一頃よりは落ち着いていますが、変異株の性質次第では、予断を許さない状況です。

健診の受診状況を見ると国保では 65%、後期高齢では 29%を超える受診率で県内でも比較的高い数値になっており健康への関心が伺えますが、死亡原因では全国及び県内他市町村同様第１位に悪性新生物、第２位に心疾患、第３位に脳疾患と循環器系の疾患が上位を占めています。

また、生活習慣病に関連する肥満やメタボリックシンドロームの割合が高く保健師や栄養士など専門的な見地から生活習慣の改善を促すなど保健指導の重要性も高まっています。

このような中、町では、磐梯町健康増進計画に基づき、町民一人ひとりが、その人らしい心豊かで健やかな生活を送るために、健康づくり事業を展開し、健康増進、発症予防等に重点を置き、町民が自らの健康を考え、健康づくりを実践していけるよう、町保健福祉センターを拠点に生活習慣病の改善指導や健康教育、健康診査やがん検診などさまざまな保健事業を推進しています。

その他、民間企業と健康づくりに関する連携協定を結び、オンラインカウンセリングなども行なっており、心の健康づくりとして、啓発と相談窓口の充実を図っていく必要があります。

医療については、町民アンケート調査では、60～90 代の方の約 54 % が、これからも町に住み続けたい理由として「医療・福祉サービスが充実しているから」と回答しています。町の医療体制は、町医療センターが拠点となり予防医療の浸透や疾病の早期発見、在宅医療、医療的ケアの充実を図り、町民誰もがいつでも適切な医療が受けられる体制づくりに努めています。

最後に、福祉については、福祉を担う人材が不足しており、誰もが安心して地域で暮らしていくためには、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブなど多様な主体によるきめ 細かな支援が必要となっています。

町には、デイサービスセンター、医療センターに介護老人保健施設が設置しており、入所のほか、通所、短期入所等のサービスを提供しています。 また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所も併設し町民の在宅介護サービスを支援する体制が整えられています。

しかし、急速に進む高齢化に伴い、福祉サービスへのニーズが増大していくことから、福祉サービス提供事業者の新規確保と質の向上が求められます。

地域住民が抱える課題は、今後ますます複雑化・複合化していくことが見込まれます。そのため、複合的な課題や狭間ニーズに対応するため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮といった分野別の支援のみならず、属性を問わない複合的な支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

※この計画は、社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

取組の方向性

新型コロナウイルス感染症への対応については、町民生活の安心と経済活動の促進の均衡を図りながら、国・県とも歩調を合わせながら、細心の注意を払って取り組みます。

次に、健康については、健康寿命の延伸を基軸にして、各種取り組みを進めます。

また、医療については、医療サービスの安定的供給は、町民の安心や移住者の判断要素にもなることから、医療センターを中心とした取り組みを強化します。

さらに、福祉については、磐梯町のように規模も小さく、地域の繋がりが比較的強い地域では、法律・制度・提供サービスによる縦割りの対応ではなく、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮といった各分野の包括的な支援体制を構築し地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

具体的な取組

①健康・医療

強靭化

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況は予断を許さないことから、危機管理マニュアル等の作成や危機管理体制の整備を推進し、国・県と歩調を合わせた取り組みを継続します。

また、健康管理の自分ごと化、保健指導事業の強化、特定健診・各種がん検診の促進、8020 運動など、健康寿命の延伸に向けた各種取り組みを促進します。

これから地方は、さらに人口減少と高齢化が進むことが予測されます。そのため、医療センター自体の経営強化とともに計画的な更新投資が必要です。企業版ふるさと納税等を活用し医療機器の更新を行い、医療センターの機能強化と保健・福祉分野との連携を推進します。健康カルテについては、マイナンバーカードの普及等の諸状況を注視しながら、調査・研究を推進します。

また、メンタルヘルスに対する意識は、高齢化社会の進展やコロナ禍など社会状況の変化とともに高まってきています。自分らしく生活できるようにオンラインを活用した相談体制の整備を図ります。

主な実施事業

- 感染症対策の継続
- 健康寿命の延伸への各種取り組みの促進
- 医療センターの機能強化と保健・福祉分野との連携推進
- 心の健康相談

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和 4 年）	目標値（令和 8 年）	目標設定の説
特定健診受診率	60.56%	65.45%（令和 3 年法定報告値）	70.00%	生活習慣病に着目し、40 ～ 70 歳までの方の健診受診率の向上を目指す。
メタボリック非該当率	62.90%	60.70%	65.00%	自らの健康について考え、食事・運動の実践を促す。
町医療センター二次健診受診者数	－	101 人	150 人	医療施設・設備の充実により、二次健診受診者の増加を図り、健康寿命延伸に努める。

② 福祉

強靭化

（地域福祉の推進）

医療・介護・福祉の各機関が連携し、かゆいところに手が届くきめ細かなサービスの提供のため、地域共生社会に関する認識共有と機運醸成を図るための啓発に取り組み、福祉専門職の確保・育成を進めます。さらに、制度や組織に捉われない重層的支援体制を整備するために、共創・協働で町のあるべき姿を描き実行に移します。

（高齢者福祉サービスの充実）

介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができ、支援が必要な人は適切な福祉サービスが受けられる体制の確保を図ります。

サービスの質や専門性の向上に取り組み、利用者とその家族に寄り添うサービスを提供します。

（障がい福祉サービスの充実）

健常者と障がい者を分け隔てることのない「ノーマライゼーション」※の思想に基づく交流やふれあいの場づくりを推進し、障がい者を介護する家族に対しても気軽に相談でき、必要に応じて専門的なサービスや支援受けることができる体制づくりの整備に努めます。

主な実施事業

・地域共生社会に関する啓発の推進
・福祉専門職の確保・育成
・重層的支援体制の整備

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
地域包括支援センター相談件数	1,150 件	1,093 件（令和３年実績値）	1,200 件	実態把握・状況確認のため個別訪問を中心にニーズの把握に努める。
ミニデイサービス参加者数	2,382 人	553 人（令和３年実績値）	2,500 人	高齢者の居場所実態把握・状況確認のため個別訪問を中心にニーズの把握に努める。
障がい者自立支援相談件数	49 人	77 件（令和３年実績値）	100 件	実態把握・状況確認によりニーズの把握に努める。

※ノーマライゼーション…… 障がい者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。

2．安全・安心と公共交通

現状と課題

近年、地球温暖化等により、全国各地で台風や集中豪雨（ゲリラ豪雨）、豪雪などによる災害が発生し、大きな被害をもたらしています。被害を未然に防ぐため、町民一人ひとりが日ごろから防災対策の重要性を認識し、万一の災害に備える必要があります。

地震などによる災害では、同時に火災をはじめ道路の寸断や建物の倒壊、断水や停電など、あらゆる災害が同時にかつ広範囲に発生する恐れがあり、消防や警察、役場など公共機関の対応にも限界があります。そんな時、地域の皆さんが自主的・組織的に消火、救出、救護などの防災活動を行うことで地域の人命救助や財産保護などに大きな力となり、災害による被害を最小限に抑えることができます。こうした対応を行うためには、防災活動に参加する地区の方々一人ひとりの仕事の分担を決め、組織化することが最も効果的です。

道路交通網の発達、自動車保有台数の増加など、自動車は日常生活に必要不可欠なものになっている反面、運転者の高齢化など、交通事故が発生する要因も増えてきています。また、核家族化・情報化社会の進展により、さまざまな商品やサービスが溢れており、架空・不当請求などの悪質商法によるトラブルも増大しております。これらの交通事故や犯罪

を防止するために、町民一人ひとりの防犯や交通安全意識の高揚を促し、消費者にわかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

次に、公共交通については、町民アンケート調査では、「交通の利便性」について、満足度が低く、「利便性の高い生活基盤の整備」を望む回答が多くあげられました。町では、乗合型地域タクシー及びコミュニティバス（町内生活福祉バス）を運行していますが、児童や高齢者など、自動車を運転できない町民の移動ニーズを満たしきれていないことが課題です。また、鉄道網については、ＪＲ磐越西線が通っており、町域のほぼ中央に磐梯町駅が設置されておりますが、本数の維持、増便や鉄道利用・利便性向上に資する各種改善について要望していく必要があります。

道路網については、人の交流を支える基盤であると同時に、町民の快適な生活を支えており、災害時における避難や物資の輸送など重要な役割を果たしています。

既存町道の舗装や橋梁などについては、老朽化が進んでおり、町道の維持管理費の確保が厳しくなっていることを踏まえ、交通量、幹線、支線を考慮した長寿命化計画に基づく整備・維持管理が必要であります。

取組の方向性

防災・防犯対策は、行政だけでの対応では限界があります。行政、地域、個人の役割を時代と本町の実情にあった形で再定義し、各種施策・取り組みに反映させます。自助・共助・公助の地域と時代に合わせた再デザインを積極的に挑戦します。

公共交通については、町民の移動と町の回遊性という２つの機能に着目し、各種サービスやデジタル技術等も活用しながら、町内外の人々の移動の最適化を図ります。また、駅の利活用と利便性については、鉄道会社及び国に依存するだけでなく、町として何をすべきかという当事者意識と強い覚悟を持ち、福島県や近隣自治体とも連携を図りながら臨みます。

道路及び橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、安全性に考慮した維持・管理と生活道路の改良などを引き続き進め、安全で快適な道づくりを目指します。

具体的な取組

① 防災・防犯対策

強靭化

自助を促す防災・防犯に関する啓発・機運醸成を図ります。また、共助の基盤となる自主防災組織の設立を促進すると同時に、消防団については、統廃合と効率的運営を支援することで、実態にあった形に再編します。以上の取り組みを促すことで、公助にあたる町の役割を明確にし、防災・防犯施策を推進するとともに、交通安全の更なる推進として、交通事故死亡者ゼロを継続する取り組みを進めます。

主な実施事業

・自主防災組織の設立促進
・消防団の統廃合と効率的運営の支援
・交通安全の更なる推進

数値目標

目標名	当初値 (平成 30 年)	現在値 (令和４年)	目標値 (令和８年)	目標設定の説明
自主防災組織数	０団体	１団体	20 団体	
死亡事故ゼロの日数	１７５日 (平成 30 年 10 月７日～平成 31 年３月 31 日	773 日 (令和２年 11 月 18 日～令和４年 12 月 31 日)	2,234 日 (令和２年 11 月 18 日～令和８年 12 月 31 日)	期間満了期間まで

②公共交通と道路

強靭化

公共交通については、町民の移動手段を確保するとともに、高齢者などの交通弱者の増加を見据え、町民のニーズや経済性と利便性を考慮しながら、ＩＣＴを活用し地域の実情に即したオンデマンド交通を事業展開していきます。

また、継続して進めている町道整備をはじめ、舗装・橋梁長寿命化修繕計画に基づいた交通インフラの整備を推進します。併せて、除雪機更新や除排雪に対する地域支援を実施します。

主な実施事業

・ＩＣＴを活用したオンデマンド交通事業
・町道磐梯大谷線整備事業
・交通インフラの長寿命化の推進

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
磐梯町駅年間乗降者数	10,553 人	3,446 人（R3）	11,000 人	コロナ禍前の水準及びインバウンド受け入れを推進する。
町道供用延長	88,078m	88,480m	89,040m	新設道路の早期供用を目指す。
橋梁の修繕率	100%（４橋）	97%（令和４年度点検結果による）	100%（１橋）	修繕※が必要とされた橋梁の修繕率

※トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示の区分Ⅲ早期措置段階以上の診断をされた橋梁

3．循環型社会と生活インフラ

現状と課題

本町には、秀峰磐梯山をはじめ猫魔ヶ岳等の山々と龍ケ沢湧水を代表とした磐梯西山麓湧水群があり、環境美化活動などの取り組みにより、その保全に努めてきました。景観そのものを地域資源と捉え、その保全のみでなく、より積極的に良好な景観形成を図っていくことが必要となっています。

福島県の一人当たりのゴミの排出量は全国２位と多く、その中でも磐梯町は会津地域の中で１位となっています。要因としては、高速道路のサービスエリアや商工業施設からのゴミが多いことが挙げられ、各種関係機関等と連携し対策を考える必要があります。

家庭系ごみの量は、年々減少や横ばいの状況にあるため、ゴミの減量の推進においては、廃品回収による資源物の有効活用と分別収集として８種 16 分別を実施しています。

近年では、リサイクル料が必要な家電の不法投棄やポイ捨てが町内各所の人目につきにくい森林部等で多く確認されるなど、不法投棄問題は、重要課題の一つとなっています。

町民アンケート調査では、ご自身の取り組みとして「省エネやゴミの減量化など、環境にやさしい行動をすすめる」と、回答した方がどの年代でも多く、環境問題に対する意識の高さが感じられます。

ゴミに関する問題は、地球環境の問題に深く関わっていますので、環境への負荷を少なくするためにも、ゴミの減量や再資源化への一層の取り組みが必要であり、家庭ゴミにおける生ゴミの水切り、分別を徹底すればゴミの排出量は大幅に減らせるものと考えられます。

また、生活インフラの一つでもある上下水道の整備は、快適な住環境を確保するうえで不可欠であります。

本町での上水道の普及率は、99.4％と高く、ほぼ町全域が整備されている現状にあります。しかし、一部の未給水区域の解消と併せ、水需要が減少している状況であるものの、管路を含め老朽化した施設、器具について更新していく必要があります。

また、公営企業会計を適用し、経営・資産状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現するため、適正な使用料金の見直しを図る必要があります。

下水道は、公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、個別生活排水、七ツ森地区下水道があり、普及率は全体平均で約 96.7％、接続率は 86.4％となっていますが、大谷地区の農業集落排水では 76.8％にとどまっているため、今後、一層接続の促進に努めていかなければなりません。

下水道の経営状況については、一般会計からの繰入金に依存している状態であるため、経営健全化を図っていくとともに、排水処理施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る必要があります。

取組の方向性

自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある町づくりを推進するためには、地域のあらゆる資源が循環し持続可能であることと、特に財政的な問題を先送りしないことが肝要です。その際に重要な理念が、循環と共生による持続可能性です。

地域循環共生圏については、環境省が提唱する概念と歩調を合わせながらも、磐梯町として将来目指す姿の構築と町民が今できることとの実践の両軸から取り組みを推進します。

自然環境の豊かさの恩恵を受ける磐梯町での持続可能な町づくりには、温暖化への対応として脱炭素の活動も必要です。外部環境に左右されない自家利用型の再生可能エネルギーの普及や、町内の廃棄物の削減や資源循環の活動も必要事項ととらえ、積極的に取り組みます。

生活インフラについては、子や孫たちの世代に自信を持って引き継げるよう、地域・世代における全体最適と持続可能性の観点から、積極的に取り組みを進めます。

具体的な取組

① 地域循環共生圏

強靭化

ゴミの減量については、身近な環境問題やできることについての町民への啓発を各種手段で実施し、認識共有と機運醸成を図ります。

また、従前から行なっている取り組みとしてゴミの減量と不法投棄の防止を推進します。

さらに、町民と共創・協働のもと自然景観等の地域資源等を最大限に活用し、自立・分散型の社会形成をするとともに他地域と地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造を目指し取り組みます。

主な実施事業

・町民への啓発の促進
・ゴミの減量支援と不法投棄の防止
・地域循環共生圏の全体像の共創

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和 4 年）	目標値（令和 8 年）	目標設定の説明
家庭から出る可燃ゴミ排出量	591g/ 日	598g/ 日（令和 3 年実績値）	472g/ 日	焼却施設の新設に併せ 20% 削減を目指す。
家庭から出る資源のリサイクル率	15.38%	14.82%（令和 3 年実績値）	18.32%	可燃ゴミ減量に伴いリサイクル率の向上を目指す。

②生活インフラ

強靭化

上下水道事業の経営・維持管理と料金の見直しによって、経営の適正化を図ります。

また、施設の機能・制度・施設等を再デザイン及び長寿命化を実施することで、効率的かつ効果的な運用を目指し、後年度への財政負担を平準化します。

さらに、環境保全の観点からも、下水道への接続を促します。

主な実施事業

・上下水道事業の経営・維持管理と料金の見直し
・施設の長寿命化の推進
・施設の機能・制度・施設等の再デザイン
・下水道接続の促進

共創協働のまちづくり

政策分野　まちづくりの再デザイン　行政経営の再デザイン　幸せの再デザイン

1．まちづくりの再デザイン

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により対面による住民参画が制限され、町の各種行事や行政区内における事業も開催できない状態にありました。

一方で、いち早くデジタル変革に着手した本町では、各種審議会や行政委員会等にオンライン参加を導入することで、場所に捉われず感染症の影響も受けない新しい住民参画の手法も一般的になり始めています。

人口については、依然として減少傾向にあります。人口推計では、この傾向が今後数十年にわたって継続する見通しですが、過度な人口減少はまちづくりに影響する可能性が高いです。

新規の取り組みとしては、令和４年９月に埼玉県横瀬町と広域・共創ネットワーク構想に関する協定を締結し、デジタル変革を通じた自治体間の交流や行政経営の相互資源活用等の新しい形を目指しています。

取組の方向性

自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくりのために、共創・協働のまちづくりと交流、移住・定住、産業創出を行います。

共創・協働のまちづくりについては、コロナ禍後のポストコロナ時代を見据えた新しい形の住民自治の形を模索し基本的なルールを定めます。

次に、磐梯町に人が循環する仕組みを構築し、後期基本計画の最終年までに単年度の人口社会増減の均衡を図ります。

また、次代の磐梯町のまちづくりを担う人々の移住・定住を促進し、交流・関係・愛着人口※など、様々な人口概念を駆使しながら、個々の人に焦点をあてた取り組みを推進します。

※交流人口　……外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口（いわゆるビジター）のことであり、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機を含むものである。
※関係人口　……移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。
※愛着人口　……町への来訪等の有無や町民であるかを問わず、町に対して好意を持ったり、温もりを感じたり、愛しんだりといった気持ちをもつ人。

具体的な取組

①共創・協働のまちづくり

強靭化

日常的に町民がまちづくりに対する認識共有・機運醸成を図りながら町民が参画できる仕組みを整備します。

さらに、子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちを具現化するために、多種多様な町民と共にまちの将来像を再デザインします。

主な実施事業

・日常的な町民参画の仕組整備
・共創・協働によるまちの将来像の再デザイン

②交流・移住・定住

強靭化

まちづくりの基本となる人々の流れを創出するため、町内外・国内外を問わず様々な人々・企業の交流を促進します。近年増加する多拠点居住者やノマドワーカー※等にも開かれた町を目指し、駅の利便性向上や駅舎でのイベントを開催し地域の活性化に取り組み、磐梯町に訪れる様々な人々が快適に過ごせるように努めていきます。

また、町営住宅の在り方について再デザインするとともに既存町営住宅の長寿命化、宅地開発、空き家対策、お試し住宅の整備、民間賃貸住宅誘致等の住宅政策の推進や、シェアハウス※、ゲストハウス※、定額宿泊サービス等の居住型サービスの創業・誘致促進を図ります。

さらに、行政経営と交流という側面においては、災害連携協定、行政機能の共有、職員交流等、自治体間協働・共創の仕組みを更に推進します。

主な実施事業

・駅周辺整備事業
・町営住宅の長寿命化
・町内外における人的交流・協働・共創を促進する仕組みづくり
・住宅政策・居住型サービス等の推進及び創業支援
・自治体間交流・協働・共創の推進

数値目標

目標名	当初値（平成30年）	現在値（令和4年）	目標値（令和8年）	目標設定の説明
社会的人口の年間増減数	転入128名 転出126名 ＋2名	転入74名 転出101名 －27名	転入130名 転出110名 ＋20名	
駅舎イベント参加人数	－	25人	100人	
自治体間協働の推進	—	1自治体	3自治体	
関係・愛着人口数	220人	12,500人	30,000人	

※ノマドワーカー …… 特定のオフィスを持たず、PCやスマートフォンを利用し、カフェやレンタル-オフィスなど自分の好きな場所で仕事をする人。
※シェアハウス …… 一軒の家を複数の人で借りること。
※ゲストハウス …… 低料金で宿泊できる簡易的な宿泊施設。

2. 行政経営の再デザイン

現状と課題

本町の財政は、人口減少や少子高齢化の進行等を背景に、税収の減少と社会保障関連 費用の増大が懸念されており、近年、投資した普通建設事業に充当した町債の返済が公債費を押し上げていることと相まって厳しい状況が続いていますが、財政健全化の取り組みを進めてきたことで、将来負担比率、公債負担比率等が減少する兆しも見え始めています。

また、平成 31 年より強化をしてきたふるさと納税は、平成 29 年は約 320 万円 (106 件) であった納税額 (件数) が、前期計画で目標としていた 3 億円 (令和 5 年) を前倒しで達成しました。

さらに、デジタル変革戦略室を中心に、外部人材の積極的な活用やリモートワーク※の標準化等、様々な取り組みを先行して試行しており、ポストコロナ時代の新しい行政経営の端緒となりつつあります。

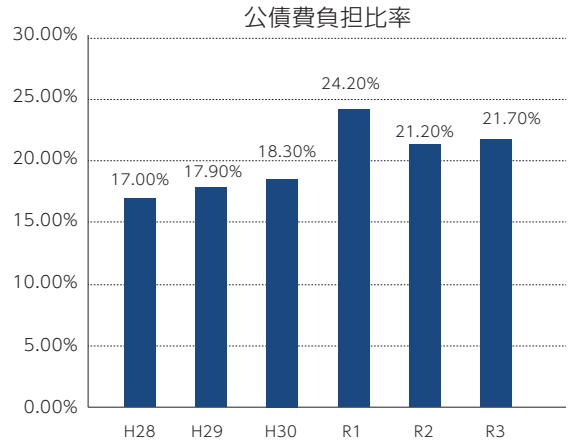

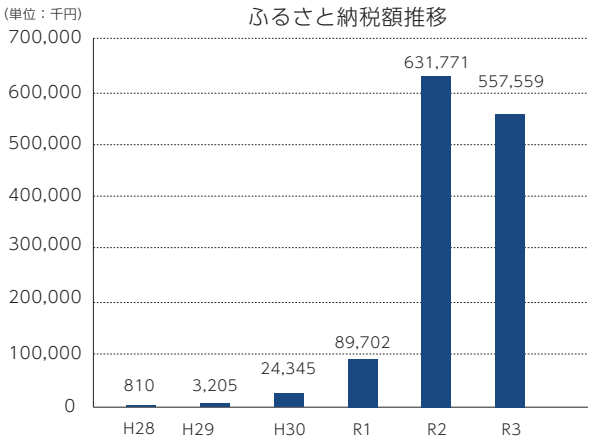

取組の方向性

自分たちの子や孫たちの世代に過大な負担を残さない持続可能な財政運営を推進するため、持続可能な財政基盤の構築と行政経営変革を断行し、行政経営を抜本的に再構築します。

持続可能な財政基盤の構築については、従来行ってきた財政健全化の取り組みを促進すると同時に、「稼ぐ行政」として、自主財源の更なる確保を目指します。

次に、行政経営変革については、新型コロナウイルス感染症の拡大により既存の行政運営の問題点を顕在化させました。予測不可能な状況に適切・的確・迅速に対応できる柔軟な行政を実現するために、ポストコロナ時代における行政経営の手法の確立に挑戦し、人材の確保・育成は行政経営の要となるため重点的に取り組みます。

なお、全国に先駆けて取り組んできたデジタル変革については、デジタル変革戦略室を発展的に解消し、行政経営における前提条件として、新たな役割を担う司令塔を設置、各課の新たな取り組みを指導していきます。

※リモートワーク…… オフィスに出勤せず、自宅やサテライトオフィスで業務を行う勤務形態。

具体的な取組

①持続可能な財政基盤の構築

強靭化

財政健全化を推進すると同時に、行政経営の基礎となる地方公会計制度の定着を図ります。また、ふるさと納税を拡充すると同時に、企業版ふるさと納税を促進します。

さらに、町有資産の売却や整理・統廃合・長寿命化を行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化を図ります。また、一般社団法人ばんだい振興公社等外部資源を活用することで、行政事務を効率化し、行政単体では困難である収益事業も拡充します。

主な実施事業

・財政健全化の推進と地方公会計制度の定着
・ふるさと納税（企業版含む）の促進
・町有資産と外部資源の有効活用

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
ふるさと納税の額	2,400 万円	５億円	10 億円	

②行政経営変革

強靭化

将来にわたって持続可能な新しい行政経営基本方針を策定します。（仕組みづくり）

また、現在の事務事業本位の組織を町民本位に再編することで、町民にとってより利便性の高い行政を目指します。（組織づくり）

さらに、経営的・専門的知見を持つ民間人材を特別職、地域活性化起業人等として加配することで行政に不足する機能を補いながら、基礎的な IT リテラシー※、スキルセット※を有し、行政経営を担える職員の育成・新しいスキルの習得を推進することで、行政に関わる人材の能力を底上げします。（人づくり）

以上のことから、行政経営の継続性を担保するため、体制づくりの整備強化を検討します。

主な実施事業

・町民本位の組織再編
・人材の確保・育成方針の作成
・職員のＩＴ資格取得推進

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
IT パスポート試験の取得者割合	－	３名	全職員の 50%	

※ IT リテラシー　……IT に関するものを理解し、活用する力。
※スキルセット　……仕事を進めるために必要な個人の能力や資質、経験などの組み合わせ。

3. 幸せの再デザイン

現状と課題

町民アンケート調査において、6割以上の住民が「磐梯町は住みやすい」、「磐梯町に住み続けたい」と回答しており、町民の多くは磐梯町での生活にそれなりの価値を見出していることが伺えます。

一方で、20代、30代の約1.5割が、「磐梯町は住みにくい」、「町外に移りたい」と答えており、次代の磐梯町を担う世代への対応が求められています。

行政のデジタル変革や新型コロナウイルス感染症の影響により、行政の業務環境は大きな変化の流れの中にあります。これらの変化は、行政本位の働き方を実現する一方で、職員のITリテラシーとスキルセットの底上げと適切な制度・業務設計が伴わないと、職員に過大負担を強いることになります。このような中、磐梯町では、新しい庁内システム・規則の運用確認と職員の自分らしい働き方の実践として、職員が全国の自治体等に目的を持って行きリモートワークをする、旅する公務員事業を試行しています。

新型コロナウイルス感染症拡大による町民や職員の価値観の変化も散見されるようになり、幸せという概念の再デザインが求められています。

取組の方向性

自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちであるために、「幸せ」を再デザインします。

町民の幸せについては、幸せの絶対条件である人権、相対的な条件であるウェルビーイング※及び地域・社会における誰もが自分らしく生きられる共生社会という3つの軸で、取り組みを推進します。

次に、職員の幸せについては、今まで行財政改革の文脈で語られることも少なくなかった働き方について、職員本位の姿勢を町として明確にし、役場の価値の最大化と職員の幸せの最大化の両立を目指す取り組みを推進します。

※ウェルビーイング … 心身ともに良好な状態にあることを意味する概念。

具体的な取組

① 人権・ウェルビーイング・共生社会

ジェンダー※、子供、障がい者等、あらゆる人権課題に対して向き合うため、人権教育・啓発と諸制度の整備を推進します。個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念であるウェルビーイング※を測るために、定期的に町民の幸せにかかるアンケートを実施します。これらに基づき、地域、社会等における町民、自然との共生について、町民と共に考え、そのあり方を共創します。

主な実施事業

・人権教育・啓発の推進と諸制度の整備
・町民の幸せにかかるアンケートの実施
・共生社会に推進にかかる基本方針の策定

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
町民アンケートの実施	–	–	毎年 1 回実施	

② 働き方の再デザイン

強靭化

行政職員等が、それぞれのライフスタイルとライフステージに応じて、自分らしくやりがいを持てる働き方を再デザインし実現するために単なる業務効率化に留まらない現場目線の徹底した BPR※を実施します。また、職員本位でありながらも、業務効率化と生産性向上も実現する役場のスマートオフィス化を推進します。旅する公務員事業等の継続、民間企業や国、県などへ積極的な人事交流を強化していくなど、職員本位の働き方を試行錯誤しながら、挑戦的に模索します。さらに、「繋がらない権利」、「勤務間インターバル※」制度の整備等、新しい働き方に対応した職員本位の働き方の諸制度の整備を整備します。

主な実施事業

・現場目線の徹底した BPR の実施
・職員本位の働き方の
　諸制度の整備・活用促進

数値目標

目標名	当初値（平成 30 年）	現在値（令和４年）	目標値（令和８年）	目標設定の説明
育休取得率	80%	83.3%（令和３年度）	100%	育休取得の権利がある人の割合
テレワーク実施人数	–	25 名	全職員がテレワークを経験	全職員がテレワークを経験常時テレワーク可能部署の在席率 50%
旅する公務員事業の実施人数	–	2 名	全職員の 2 割が経験	毎年各課 1 名を派遣

※ジェンダー　……男性・女性であることに基づき定められた社会的・文化的につくられる性別。
※ BPR　……プロセスの観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し業務改革すること。
※勤務間インターバル……1 日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けること。

国土強靭化

国土強靭化

―― 国土強靭化地域計画 ――

国土強靭化の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内外の広い範囲において、多数の死者、行方不明者、住宅・設備の損壊、浸水、原発事故による放射線の被害等が発生し、県内においても、あらゆる産業に及ぶ風評、若い世代を中心とした県外への人口流出等、県の基盤を揺るがす未曽有の被害をもたらしました。

このような大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的・計画的な実施を目的とした「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が平成25年12月に制定されました。国では、基本法第10条の規定に基づき、国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を平成26年6月に策定し、被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取り組みを推進しています。

福島県においても、いかなる大規模自然災害等が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靭な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するための指針として、平成30年1月に「福島県国土強靭化地域計画」が策定されました。

本町においても、本計画を各分野の個別計画の国土強靭化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

基本目標

基本構想におけるまちの将来像「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり」を掲げる本町の強靭化を推進するため、「国土強靭化基本計画」及び「福島県国土強靭化地域計画」を踏まえ、基本目標として次の4項目を設定しました。推進にあたっては、町民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取り組みます。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要な事業の見直しを行う等効果的に推進します。

基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興が図られること

脆弱性評価の手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、内閣官房国土強靭化推進室が策定した「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組みにより実施しました。

強靭化する上での目標の明確化 ▶ 起きてはならない最悪の事態の設定 ▶ 脆弱性の評価（分析・課題の抽出） ▶ 強靭化のために必要な取組の検討

想定される自然災害リスク

福島県国土強靭化地域計画で想定している自然災害リスクのうち、本町の地域特性を考慮し、以下の4種類の大規模災害によるリスクを想定します。

災害の種類	災害の規模
地震災害	福島盆地西縁断層帯地震（磐梯町想定：震度5弱～5強）の発生 会津盆地西縁断層帯地震（磐梯町想定：震度6弱～6強）の発生 東日本大震災（磐梯町震度5弱）と同規模の地震の発生
大雨・土砂災害	大雨特別警報及びそれに伴う土砂災害等の発生
火山災害	警戒レベル5相当の噴火の発生 ※磐梯山水蒸気噴火（明治21年7月）死者477名
雪害	交通網の麻痺、家屋の倒壊等の大雪による甚大な被害の発生

※東日本大震災の規模、被害の概要

（平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（第 1119 報）平成 26 年 1 月 31 日現在）

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日　14 時 46 分	
震源	三陸沖（震源の深さ 24km）	
規模	モーメントマグニチュード 9.0	
県内の観測震度	震度 6 強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町
	震度 6 弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘町、相馬市、南相馬市、猪苗代町
	震度 5 強	大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m 以上※、小名浜港 333cm （※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある）	
人的被害	死者：3,461 名（直接死 1,603 名、関連死 1,635 名、死亡届等 223 名） 行方不明者：5 名 重症者：20 名 軽傷者：162 名	
建物被害	住家全壊：21,225 棟 住家半壊：73,295 棟 住家一部損壊：167,142 棟 住家床上浸水：1,061 棟 住家床下浸水：338 棟 公共建物被害：1,117 棟 その他建物被害：28,718 棟	
消防職員出動延べ人数	消防職員：12,716 人　消防団員：36,766 人	

「備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

「国土強靭化基本計画」と「福島県国土強靭化地域計画」との調和を図り、「備えるべき目標」として８つの目標を設定し、その妨げになるものとして、２４項目の「起きてはならない最悪の事態」を本町の特性を踏まえたものとして設定しました。

なお、設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靭化施策について推進するものとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-3	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	地域の衛生状態が悪化する事態
		2-2	救助・救急、医療活動を行う人材の不足
		2-3	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-4	劣悪な避難環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災等により治安が悪化する事態
		3-2	行政職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	道路の分断等による交通ネットワーク機能の停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池や天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財の損失や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退
		8-4	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

脆弱性の評価

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、８つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

備えるべき目標		1　直前死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	1-1	地震等による建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生
	1-2	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-3	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶に伴う死傷者の発生

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	町内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、一人の犠牲者も出さないよう、道路等の整備による避難路の確保、火災の延焼防止対策や空き家対策を促進し、防災性を高めていくまちづくりを推進することが重要な課題である。
1-1	切迫性が指摘されている地震から町民の生命及び財産を守るため、住宅やブロック塀等の耐震診断や耐震改修工事を行う町民を支援する等、耐震化を促進する必要がある。
1-2	冬季に磐梯山が噴火した場合、町の東部、中部の広い範囲に火山泥流が流れ込み、重大な損害を被ることが予想される。避難勧告等の早期発令及び広報に努めるとともに、避難経路の周知徹底、自助・共助体制を整備する必要がある。
1-1 1-2 1-3	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、町、町民、行政区等が協力し、要配慮者等も含めた避難救助体制を推進する必要がある。
1-3	過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化している。そのため、地域ぐるみの支援体制の確立が求められていることから、町、町民、行政区等が一体となって雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組んで行く必要がある。

備えるべき目標		1　直前死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態	2-1	地域の衛生状態が悪化する事態
	2-2	救助・救急、医療活動を行う人材の不足
	2-3	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-4	劣悪な避難環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-1	災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下する。トイレ対策やゴミ処分のマナーの向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、他市町村との相互応援協定や業者・団体との協力関係を充実する必要がある。
2-1 2-3	平時から、予防接種の促進等感染症発生予防のための健康指導を行うとともに、感染症流行情報の提供を実施する必要がある。
2-2	救助部隊等関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるような受援体制の構築をしておく必要がある。
2-2	過疎化・高齢化の進行に伴い、消防団員の定数の維持が困難となっていることから、行政区単位での自主防災組織の結成や機能別消防団員の導入等の検討が必要となっている。
2-2 2-3	災害時には、救助･救急事象が同時多発することに加え、道路等の損壊によって､消防署等による組織的な応急活動が実施出来なくなることも予想される。このため、地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及促進等、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域が連携した防災体制の確立を図る必要がある。また、災害時に弱い立場にある要配慮者が利用している社会福祉施設等における避難体制の整備と、行政や地域との連携を強化することが重要である。
2-4	不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延による死者の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。
2-4	不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延による死者の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。

備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	3-1	被災等により治安が悪化する事態
	3-2	行政職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	被災等による治安の悪化を防ぐには、町民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取り組みを実施していくことが重要である。
3-1	災害時には、様々な社会的混乱の発生が予想されるため、平時から警察署や行政区、関係機関が連携し、町民等の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり、見守り等について万全を期する必要がある。
3-2	災害時には、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動が行えるよう、職員は、平時から町民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。

備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
4-1	再生可能エネルギーと蓄電設備の組み合わせや非常電源の導入等を積極的に検討し、電気等のエネルギー供給の停止時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
4-1 4-2	発災後、必要な情報を確実に伝達する為、防災行政無線やお知らせメールはもとより、多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-2	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ町民や行政区等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
4-2	情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、町保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。
4-3	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を町民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に町民ニーズの把握に努めておく必要がある。
4-3	町では防災行政無線屋外子局の他に、各戸に配備したテレビ電話により防災情報の伝達を行っていたが、令和元年９月のテレビ電話廃止に伴い、情報伝達機能を登録メール制の「お知らせメール」に移行した。現在登録数がまだ少なく、また、高齢者等のメール受信環境にない方への情報伝達手段が屋外子局のみとなっていることから、全世帯への確実な情報伝達手段の確保が重要な課題となっている。

備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	5-1	企業の生産力低下・経済活動の停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
5-1	平時から、町内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
5-1 5-2	地域や企業相互の連携を図り、産業の活性化とあわせて、技術向上とリスク分散を進めていく必要がある。
5-1 5-2	大規模災害等により基幹道路となる県道等が分断される事態が発生した場合においても、町道・林道・農道を迂回路として活用できるよう、平時より維持管理に努め、必要に応じて計画的に整備していく必要がある。

備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	道路の分断等による交通ネットワーク機能の停止

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄に努める必要がある。
6-2	大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化、・老朽化対策を計画的に推進し、適切な維持管理に努めていく必要がある。
6-2	大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等が蔓延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理を行い、持続的な機能確保に取り組んで行く必要がある。
6-3	災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予想されるため、道路管理者、警察署、民間団体等とが連携・協力し、交通秩序の維持等についても万全を期する必要がある。
6-3	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要がある。

備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	7-1	ため池や天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
7-1	大雨等による溢水やそれに伴う土砂災害の発生抑止のため、用水路や貯水地の適切な維持管理に努め、計画的に整備していくことが重要である。
7-2	事業所における危険物・有害物質等の管理指導を徹底し、流出等の未然防止対策や事故防止策を求め、事業所や町民の危険物等への知識と意識を高めるとともに、NBC 災害への迅速な対応が必要である。
7-3	有害鳥獣の被害が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念されている。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。
7-3	農林業従事者は年々減少傾向にあり、農業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規就農者及び担い手の確保・育成支援の対策の充実が求められている。

備えるべき目標		3 必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	貴重な文化財の損失や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退
	8-4	風評被害や信用不安、生産力回復の遅れ、大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

▼

対象の事象	回避に向けた評価結果
8-1	大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制の整備が必要となっている。
8-2	職員・施設の被災により、行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、平時より関係機関との連携を密にし、災害時における体制の構築に力を入れていく必要がある。
8-2	災害時には、町の能力には限界があり、多くの被災者に対してきめ細やかな援助を行うには、自助・共助による助け合いやボランティア、自主防災組織等の協力が不可欠である。ボランティア受入体制の整備や自主防災組織の発足支援等、防災連携体制の確立を図り、町民へ防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける等、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。
8-3	磐梯町の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財を確実に保存し後世に継承するためにも、平時より各地区及び保存団体等と連携を図っていく必要がある。
8-4	東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査等による安全性の確保、観光資源や農産物の魅力等の情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組み、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭にむけて戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

強靭化の推進に向けた取組

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性の評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、本計画の 12 個の政策分野に基づき、分野を設定します。

1　子育て
2　教育・生涯学習・スポーツ
3　歴史・文化・国際交流
4　農林業・有害鳥獣被害対策
5　商工業と産業創出
6　観光と広報・マーケティング
7　健康・医療・福祉
8　安全・安心と公共交通
9　循環型社会と生活インフラ
10　まちづくりの再デザイン
11　行政経営の再デザイン
12　幸せの再デザイン

各分野と脆弱性評価で設定した 24 項目の「起きてはならない最悪の事態」の関係については、次ページの整理対照表の通りです。

なお、国・県が実施しないことにより本町が甚大な被害を受けることが想定される事業等については、国・県との連携を強化し、適切に推進していきます。

強靭化基本目標▶			1　人命の保護が最大限図られる			2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
			1－1	1－2	1－3	2－1	2－2	2－3	2－4
起きてはならない最悪の事態▶			地震等による建物倒壊や火災による多数の死傷者の発生	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶に伴う死傷者の発生	地域の衛生状態が悪化する事態	救助・救急、医療活動を行う人材の不足	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	劣悪な避難環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
基本目標・政策		強靭化に係る具体的な取組							
未来へ繋がるまちづくり	子育て	地域における子ども・子育て支援体制の拡充	●	●	●		●	●	
	教育・生涯学習・スポーツ	教育	●	●	●		●	●	
	歴史・文化・国際交流	歴史・文化							
やりがいのある仕事づくり	農林業・有害鳥獣被害対策	農業							
		林業・有害鳥獣被害対策							
	商工業と産業創出	商工業							
		産業創出							
	観光と広報・マーケティング	観光と広報・マーケティング	●	●	●	●	●		
充実した暮らしづくり	健康・医療・福祉	健康・医療				●	●	●	●
		福祉	●	●	●	●	●	●	●
	安全・安心と公共交通	防災・防犯対策	●	●	●		●	●	
		公共交通と道路	●	●	●		●	●	
	循環型社会と生活インフラ	地域循環共生圏							
		生活インフラ							
共創協働のまちづくり	まちづくりの再デザイン	共創・協働のまちづくり	●	●	●	●	●		
		交流・移住・定住	●	●	●	●	●		
	行政経営の再デザイン	持続可能な財政基盤の構築							
		行政経営変革							
	幸せの再デザイン	働き方の再デザイン							

強靭化基本目標▶			3　必要不可欠な行政機能は確保する		4　必要不可欠な情報通信機能は確保する		
			3－1	3－2	4－1	4－2	4－3
起きてはならない最悪の事態▶			被災等により治安が悪化する事態	行政職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が必要な者に伝達できない事態	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
基本目標・政策		強靭化に係る具体的な取組					
未来へ繋がるまちづくり	子育て	地域における子ども・子育て支援体制の拡充	●				
	教育・生涯学習・スポーツ	教育	●				
	歴史・文化・国際交流	歴史・文化					
やりがいのある仕事づくり	農林業・有害鳥獣被害対策	農業					
		林業・有害鳥獣被害対策					
	商工業と産業創出	商工業					
		産業創出					
	観光と広報・マーケティング	観光と広報・マーケティング	●	●	●	●	●
充実した暮らしづくり	健康・医療・福祉	健康・医療					
		福祉	●		●	●	●
	安全・安心と公共交通	防災・防犯対策	●	●	●	●	●
		公共交通と道路			●		
	循環型社会と生活インフラ	地域循環共生圏					
		生活インフラ					
共創協働のまちづくり	まちづくりの再デザイン	共創・協働のまちづくり	●				
		交流・移住・定住	●				
	行政経営の再デザイン	持続可能な財政基盤の構築		●			
		行政経営変革		●	●	●	●
	幸せの再デザイン	働き方の再デザイン		●	●	●	●

強靭化基本目標▶			5　経済活動を機能不全に陥らせない		6　ライフライン等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
			5－1	5－2	6－1	6－2	6－3
起きてはならない最悪の事態▶			企業の生産力低下、経済活動の停滞	食料等の安定供給の停滞	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	上下水道等の長期間にわたる機能停止	道路の分断等による交通ネットワーク機能の停止
基本目標・政策		強靭化に係る具体的な取組					
未来へ繋がるまちづくり	子育て	地域における子ども・子育て支援体制の拡充					
	教育・生涯学習・スポーツ	教育					
	歴史・文化・国際交流	歴史・文化					
やりがいのある仕事づくり	農林業・有害鳥獣被害対策	農業					
		林業・有害鳥獣被害対策					
	商工業と産業創出	商工業	●	●			
		産業創出	●	●			
	観光と広報・マーケティング	観光と広報・マーケティング					
充実した暮らしづくり	健康・医療・福祉	健康・医療					
		福祉					
	安全・安心と公共交通	防災・防犯対策					
		公共交通と道路	●	●	●		●
	循環型社会と生活インフラ	地域循環共生圏					
		生活インフラ				●	
共創協働のまちづくり	まちづくりの再デザイン	共創・協働のまちづくり					
		交流・移住・定住		●	●		●
	行政経営の再デザイン	持続可能な財政基盤の構築					
		行政経営変革					
	幸せの再デザイン	働き方の再デザイン					

強靭化基本目標▶			7　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			8　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			
			7－1	7－2	7－3	8－1	8－2	8－3	8－4
起きてはならない最悪の事態▶			ため池や天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	貴重な文化財の損失や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響
基本目標・政策		強靭化に係る具体的な取組							
未来へ繋がるまちづくり	子育て	地域における子ども・子育て支援体制の拡充					●		
	教育・生涯学習・スポーツ	教育					●		
	歴史・文化・国際交流	歴史・文化						●	
やりがいのある仕事づくり	農林業・有害鳥獣被害対策	農業	●		●				
		林業・有害鳥獣被害対策	●		●				
	商工業と産業創出	商工業							●
		産業創出							●
	観光と広報・マーケティング	観光と広報・マーケティング					●		●
充実した暮らしづくり	健康・医療・福祉	健康・医療							
		福祉					●		
	安全・安心と公共交通	防災・防犯対策					●		
		公共交通と道路				●	●		
	循環型社会と生活インフラ	地域循環共生圏		●		●			
		生活インフラ							
共創協働のまちづくり	まちづくりの再デザイン	共創・協働のまちづくり					●		
		交流・移住・定住					●	●	●
	行政経営の再デザイン	持続可能な財政基盤の構築							
		行政経営変革					●		●
	幸せの再デザイン	働き方の再デザイン					●		●

行政経営方針

磐梯町行政経営方針

第１ はじめに

（1）行政経営方針の主旨

本方針は、町の最上位計画である「磐梯町総合計画」（以下「総合計画」という。）で示した将来像「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり」の実現に向け掲げた、６つの基本目標及び施策分野別の取り組みの方向性、具体的な取り組みを効果的で効率的な行政運営を行うために示すものである。

本方針を踏まえて、事業の必要性と有効性を十分検証を行い、事業実施計画（３年ローリング）の策定及び予算編成に取り組むこととする。

（2）課題

人口減少・少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、社会が大きく変化していることに加え、デジタル化の更なる加速化やテレワークなどによる働き方の改革、ビジネスモデルの変容など社会経済構造や人々の行動、意識・価値観に大きな変化がもたらされている。

この様な社会情勢の変化が速く、先の読めない時代の中、当町においても、時代の潮流を的確に捉え、これまでのやり方にとらわれない新しい発想を持ち、変革への柔軟で迅速な行政経営が求められている。

（3）計画期間

計画期間は、総合計画　後期基本計画期間である令和５年度から令和８年度までの４年間とする。

第２ 基本方針

（1）上記の課題の解決と総合計画で示した将来像の実現に向け、総合計画後期基本計画で定めた次の３つの視点から、施策を超えた横断的な取り組みを進める。

①新たな日常への転換、②人口減少対策、③ＤＸの推進

（2）各施策の中でも優先順位を決めるなど、効果的で効率的な行政運営を行う。

（3）社会経済情勢の変化が速く、先の読めない時代の中、その時点での社会経済情勢の変化、国の動向等を的確に捉えながら柔軟に対応していくため、OODAループ（ウーダループ）・Ｏｂｓｅｒｖｅ（観察）：観察することによって現状を認識。→・Ｏｒｉｅｎｔ（状況判断）：観察結果から、状況判断。→・Ｄｅｃｉｄｅ（意思決定）：具体的な方策や手段に関する意思の決定。→・Ａｃｔ（実行）：意思決定したことを実行。

第３ 施策推進の考え方と取組

（1）各施策の基本的な方向性

総合計画で掲げた施策において後期基本計画期間内における、基本的な「成果の方向性」及び「コストの方向性」は、次のとおりとする。

① 成果の方向性

原則、すべての施策において「向上」とする考えである。

② コストの方向性

一般財源は、持続可能な行政経営を見据える中では、原則として削減する方向となるが、基本方針に対応した重点施策及び事務事業において優先的に実施することとなった事業については、コストを維持又は上昇する考えであり、具体的な取り組みは次の（2）に示すとおりである

（2）基本方針に対応した重点取り組み

基本方針の下、重点取り組みについては、以下のとおりとする。

①移住定住推進

②農業振興

③観光振興

④子育て・教育の充実

⑤デジタル変革に関する施策

⑥共創協働のまちづくり

（3）後期基本計画期間内の予算及び新規・拡充事業の企画

予算編成については、義務的経費を考慮し、各施策において事務事業の評価を踏まえ事業の抜本的な見直しや各事業間の優先順位等の調整を行う。

新規・拡充事業については、成果の向上が難しく、新たな事業が必要であるとの判断に基づき企画されるべきものであるため、事前の評価（検証）を必ず行い、施策の目標を達成するための効果の高い事業とする。その財源については、効果が低い既存事業のスクラップにより捻出することとし、国・県補助金、過疎債などの活用を図ることとする。

第４ 具体的な実行項目

（1）実行項目

実行項目は、次の６つの大きな方針の柱に分類し、柱ごとに実行項目の取り組み内容を定めます。

①組織の生産性向上
②将来事務量を見据えた適正な定員管理
③行政サービスの合理化と質の向上
④未来に向けた公共施設等の最適化と資産の有効活用
⑤第三セクター・広域連携サービスの適正化
⑥未来投資へのチャレンジに向けた歳入確保

① 組織の生産性向上

重複する事務や業務、効果が低い・薄れた事業、既に成果が達成された事業等については、検証に基づいて統廃合を行っていきます。更に、最適な効果検証により公共事業や委託事務事業等のコストの縮減を図っていきます。
検証に基づき、やり方・やることの改善を通じて事業費の縮減に取り組みます。

取組内容

・事業のやり方・やることの改善による継続的な事業スクラップ
・補助金・助成金の見直し
・効果検証による公共事業や委託事務等の経費縮減

行政経営（組織目標管理・人事評価、予算編成・決算、個別計画等）の統合化と連動、計画の総合化を図り、自治体経営の生産性を高めていきます。

取組内容

・人事評価制度の本格的な運用
・総合計画と個別計画との総合化 (期間、内容、役割分担等の明確化)

総合計画の「経営ビジョン」を組織全体で共有することにより、首長の政策判断と担当部署・職員の取り組みをリンクさせていきます。さらに、住民ニーズや社会情勢の変化に対応していくために、縦割り行政の弊害をなくし、総合性と機動性を兼ね備えた組織を目指し、組織機構改革の定着と推進を図っていきます。

取組内容

・縦割り行政の弊害をなくす組織機構改革の推進
・政策パッケージの推進と定着

働き方改革の推進、多様な人々が働ける職場環境の創出、職員の多様な価値観からのイノベーションなどにより、生産性向上を図っていきます。

取組内容

・職員のスキルアップと変化に対応できる職員の育成
・時間外勤務の縮減
・働き方改革の推進 (ワークライフバランスの実現、職場環境の整備等)

② 将来事務量を見据えた適正な定員管理

定年延長、アウトソーシング、広域連携、ICT 活用、官民共創などを考慮し、将来の行政サービス量を最小限の人員で遂行できる定員数を検討し、限られた経営資源で行政サービスを提供していくために、適切な定員管理と人件費等の抑制を行っていきます。

取組内容

・定員適正化計画の策定
・事務事業の見直し

③ 行政サービスの合理化と質の向上

限られた職員で、多様な住民ニーズに応え、より高いサービスを提供していくために、民間企業、ＮＰＯ、活動団体などのノウハウ、技術を活用してサービスの質を高めることを目的に、公共サービスのアウトソーシングを進めていきます。
業務委託にあたっては、既存業務の標準化やコスト分析などを行い、業務執行方法を積極的に見直し、業務委託事務を洗い出します。また、指定管理にあたっては、サービスの質を高め、住民ニーズに的確に応え、事務事業のコスト削減に寄与する検証を行ったうえで導入を図っていきます。

取組内容

・アウトソーシングの推進
・指定管理の推進

行政サービスの提供の視点を「量」から「質」へシフトさせることによって、より一層厳しくなる財政状況のなかにおいても多様化する住民ニーズに対応していくことを可能としていきます。

取組内容

・住民満足度の向上 (ICT の有効活用、電話・窓口等の問合わせ対応の最適化など)
・業務改善運動の推進（業務改善の目標設定、行政サービスの向上につながる改革・改善）

行政システムのデジタル化に加え、業務効率化と住民サービス向上の面からのデジタル化を、人材、財政面とあわせて検討し、自治体規模にあったスマート自治体への転換を図っていきます。

取組内容

・デジタル化を図っていく事業項目の検討、整理

政策立案過程資料、歴史的・文化的価値などを持つ公文書等の管理を電子化によって効率化を行うとともに、管理・保存・利用に関する最適なルール作りを行い、公文書管理の最適化を図っていきます。

取組内容

・行政文書ファイル等の保管管理の合理化、デジタル化

④ 未来に向けた公共施設等の最適化と資産の有効活用

町が保有する資産を経営資源として捉え、戦略的に管理、活用、処分を行います。

取組内容

・普通財産の売却、有効活用の推進
・遊休資産、空きスペース等を活用した施設需要への対応（機能転用の推進）

公共施設の老朽化時期を見据え、統廃合、複合化、長寿命化、民営化等も考慮し、公共施設等の最適化と財政支出の平準化を進めていきます。

取組内容

・公共施設保全管理計画の策定

⑤ 第三セクター等出資法人・広域連携の適正化

第三セクター等出資法人の経営状況把握を強化し、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針 (H26.8.5 付け総財公第 102 号)」に沿った健全化手法等によって出資法人の経営安定化、合理化を図るとともに、指定管理については、経営評価や指定管理料の算定手法の点検強化を行い、適正な指定管理委託を行っていきます。

取組内容】

・第三セクター等出資法人の経営合理化支援
・適正な指定管理料の算定

広域連携による事務事業の合理化を推進するとともに、現状の広域連携事業についても、連携・負担内容等を検証し、連携効果を高めていきます。

取組内容

・新たな広域連携事業の可能性検討
・既存連携事業の検証

⑥ 未来投資へのチャレンジに向けた歳入確保

活動事業の財源のほか、未来投資事業の財源確保のため、ふるさと納税、国県補助金等の活用などに加え、未活用公共用地の売却・賃貸のほか、新たな財源収入の確保、コスト削減手段を検討します。

取組内容

・ふるさと納税の更なる拡充
・補助金、交付金の活用
・未活用公共用地の有効活用
・企業版ふるさと納税制度の活用
・クラウドファンディングの活用検討
・町税、料金の収納率の向上
・民間活力の利用など、新たな財源収入手法の検討

編集・発行
福島県耶麻郡磐梯町　政策課　政策係

〒９６９－３３９２
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋１８５５番地
TEL　０２４２－７４－１２１１
FAX　０２４２－７３－２１１５
https://www.town.bandai.fukushima.jp